

**第5期那須町障がい福祉計画・
第1期那須町障がい児福祉計画**

[2018年度(平成30年度)～2020年度]

平成30年3月

那 須 町

第5期那須町障がい福祉計画・ 第1期那須町障がい児福祉計画

目次

I 計画の趣旨	1
II 計画の策定	4
III 障がい児・者を取り巻く状況	5
IV 第4期計画の進捗状況	10
V 課題と基本目標	21
VI 今後の人口と障がい児・者数の見通し	24
VII 第5期計画に係わる国の基本目標について	28
VIII 第5期障がい福祉計画	31
IX 第1期障がい児福祉計画	37
X 地域生活支援事業等の展開	40
XI 計画の推進	43
XII 資料編	46

「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」「わざわざ」などの意味があり、否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」・「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

「障害」をそのまま使用すべきとの意見もありますが、那須町では少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称でそれらの中で特定のをさす用語、組織、関係団体、関連施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

I 計画の趣旨

1 計画の目的と期間

(1) 計画の目的

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と、新たに児童福祉法第 33 条に基づく「市町村障害児福祉計画」を合わせた法定計画です。「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、サービスの需要を見込むとともに、サービスの提供体制を確保することを目的としています。なお、本計画では 2 計画を一体的に策定します。

表 根拠法令と計画の性格

区 分	第 5 期那須町障がい福祉計画	第 1 期那須町障がい児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法（第 88 条） （平成 25 年 4 月 1 日施行）	児童福祉法（第 33 条） （平成 30 年 4 月 1 日施行）
性格	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児のサービスに係る提供体制の構築を推進するための計画

(2) 計画の対象者

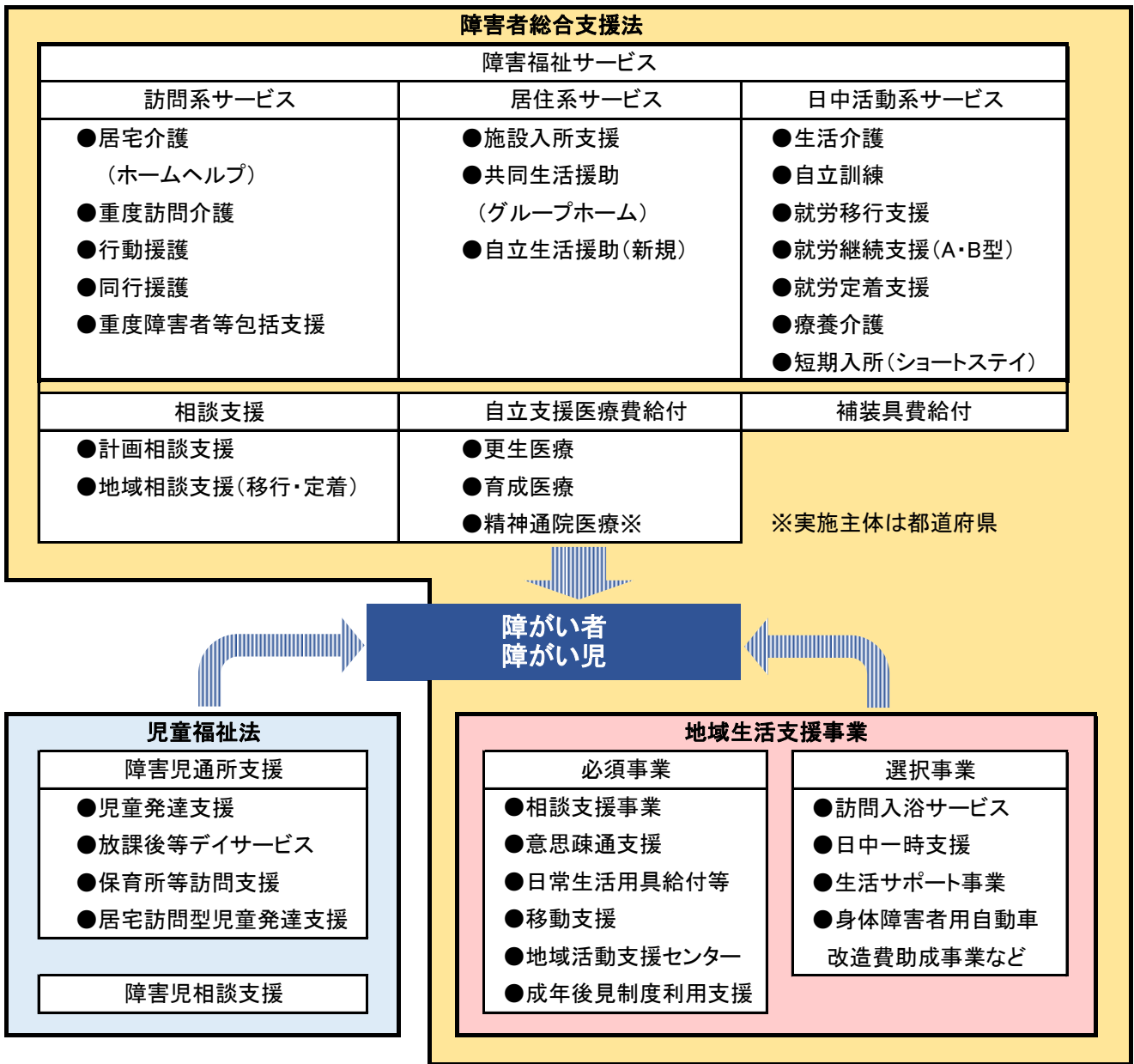
① 障がい者

- ・ 身体障害者福祉法に規定する 18 歳以上の「身体障害者」
- ・ 知的障害者福祉法に規定する 18 歳以上の「知的障害者」
- ・ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 5 条に規定する 18 歳以上の「精神障害者（発達障害者を含む）」
- ・ 指定難病患者

② 障がい児

- ・ 児童福祉法に規定する障害児
- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害を含む）
- ・ 小児慢性特定疾病患者

図 障がい福祉計画と障がい児福祉計画との関係



(3) 計画期間

本計画は3年ごとの見直しが定められており、計画期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度までの3年間です。

なお、障がい者施策に関する基本的事項を定める「第3次那須町障がい者計画」の計画期間は2017年度（平成29年度）～2020年度となっています。

図 計画期間

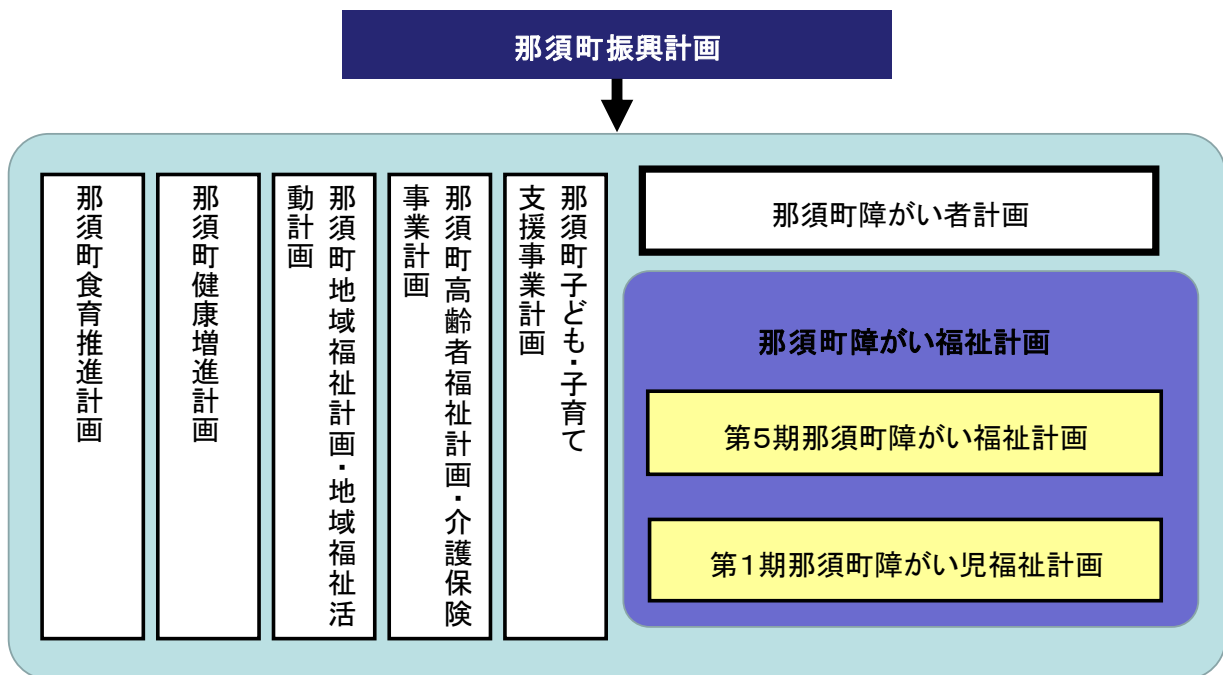
区 分	2017 年度 〔平成 29年度〕	2018 年度 〔平成 30年度〕	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
那須町障がい者計画	←—————→		第3次			第4次	→—————
那須町障がい福祉計画			第4期	第5期		第6期	→—————
那須町障がい児福祉計画		←—————→		第1期		第2期	→—————

Ⅱ 計画の策定

1 関連計画

本計画は、まちづくりの基本指針となる「那須町振興計画」をはじめ、「那須町地域福祉計画、地域福祉活動計画」「那須町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「那須町子ども・子育て支援事業計画」「那須町健康増進計画」などとの整合を図り策定します。

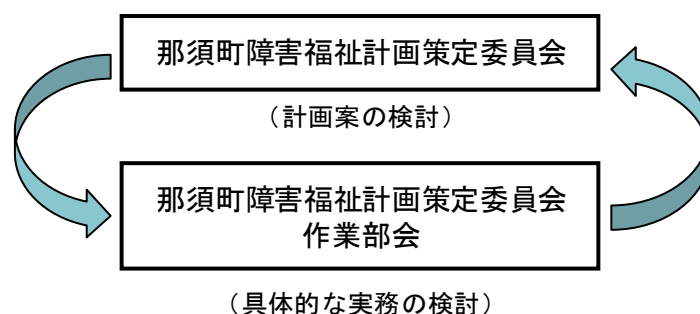
表 関連計画



2 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や福祉関係者等で構成する「那須町障害福祉計画策定委員会」と委員会の中に「作業部会」を組織し、計画に関する検討を行います。

図 計画策定体制



Ⅲ 障がい児・者を取り巻く状況

1 障がい児・者数の動向

(1) 本町の人口の動向

平成 29 年 4 月 1 日現在の本町の人口は 25,816 人となっています。出生者数が減少するとともに、人口が町外へ流出しているため、平成 24 年度に比べ 4.5%減少しています。

年齢構成別に平成 24 年度と比較すると、年少人口比率が 9.5%で減少し、高齢者人口比率が 36.0%で増加しており、本町においても少子・高齢化が進んでいます。

表 5歳階級別人口の推移

区 分	平成24年度 (人)	平成29年度 (人)	増減 (人)	増減率 (%)	年齢構成 (%)						
					平成 24年度	平成 29年度					
0～4歳	802	722	722		10.8	9.5	年少人口				
5～9歳	968	773	-29	-3.6							
10～14歳	1,157	951	-17	-1.8							
15～19歳	1,198	1,082	-75	-6.5	60.6	54.5	生産年齢人口				
20～24歳	1,152	1,002	-196	-16.4							
25～29歳	1,183	913	-239	-20.7							
30～34歳	1,263	1,093	-90	-7.6							
35～39歳	1,482	1,292	29	2.3							
40～44歳	1,566	1,495	13	0.9							
45～49歳	1,472	1,573	7	0.4							
50～54歳	1,781	1,467	-5	-0.3	28.6	36.0	高齢人口				
55～59歳	2,288	1,785	4	0.2							
60～64歳	2,991	2,379	91	4.0							
65～69歳	1,942	2,993	2	0.1							
70～74歳	1,762	1,848	-94	-4.8							
75～79歳	1,562	1,600	-162	-9.2							
80～84歳	1,276	1,294	-268	-17.2							
85～89歳	826	921	-355	-27.8	合計	27,040	25,816	-1,224	-4.5	100.0	100.0
90歳～	369	633	-562	-47							

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

(2) 手帳所有者の動向

① 障がい別手帳所有者の動向

平成29年度（4月1日現在）の手帳を所有する障がい者は、全体で1,657人おり、身体障がい者（身体障害者手帳）が1,197人、知的障がい者（療育手帳）が285人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳）が136人、重複障がい者が39人となっています。

平成26年度と比べると、潜在化していた障がい者が顕在化し、それぞれ増加しています。中でも精神障がい者の増加率が高く22.5%となっています。

また、手帳所有者の出現率は全体で6.4%、身体障がい者（身体障害者手帳）が4.6%と最も高くなっています。

表 障がい別手帳所有者の動向

区分	人						%	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成24～27年度増減率	平成26～29年度増減率
身体障がい者	1,047	1,098	1,127	1,151	1,186	1,197	9.9	6.2
知的障がい者	245	249	249	258	272	285	5.3	14.5
精神障がい者	95	99	111	120	135	136	26.3	22.5
重複障がい者	35	35	37	35	36	39	0.0	5.4
全体	1,422	1,481	1,524	1,564	1,629	1,657	10.0	8.7

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

表 障がい別手帳所有者の出現率の動向

区分	%						ポイント	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成24～27年度増減	平成26～29年度増減
身体障がい者	3.9	4.1	4.2	4.4	4.6	4.6	0.5	0.4
知的障がい者	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	0.1	0.2
精神障がい者	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.1	0.1
重複障がい者	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1
全体	5.3	5.5	5.7	5.9	6.3	6.4	0.6	0.7

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

② 年齢別手帳所有者の動向

年齢別にみると高齢化が進む中で、平成29年度（4月1日現在）の高齢期（65歳以上）が941人で全体の56.9%を占め、伸びも高くなっています。

学齢期（6～17歳）については52人となっており、平成26年度と比べると18.2%と増加率が高くなっています。

また、手帳所有者の出現率をみると高齢期が最も高く10.1%となっており、次いで成年期が4.9%と年齢とともに減少しています。

表 年齢別手帳所有者の動向

区分	人						%	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成24～27年度増減率	平成26～29年度増減率
乳幼児期（0～5歳）	4	5	8	10	4	10	150.0	25.0
学齢期（6～17歳）	57	54	44	47	56	50	-17.5	13.6
成年期（18～64歳）	642	643	655	657	668	656	2.3	0.2
高齢期（65歳～）	719	779	817	850	901	941	18.2	15.2
全体	1,422	1,481	1,524	1,564	1,629	1,657	10.0	8.7

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

表 年齢別手帳所有者の出現率の動向

区分	%						ポイント	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成24～27年度増減	平成26～29年度増減
乳幼児期（0～5歳）	0.4	0.5	0.9	1.1	0.5	1.2	0.7	0.3
学齢期（6～17歳）	2.1	2.1	1.8	1.9	2.4	2.2	-0.2	0.4
成年期（18～64歳）	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	4.9	0.5	0.5
高齢期（65歳～）	9.3	9.6	9.7	9.8	10.0	10.1	0.5	0.4
全体	5.3	5.5	5.7	5.9	6.3	6.4	0.6	0.7

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

③ 身体障害者手帳所有者の状況

平成29年度の部位別手帳所有者は「肢体不自由」が637人と最も多く、次いで「内部障がい」が297人、「聴覚・平衡機能障がい」が132人となっています。平成26年度と比べるといずれも増加しています。

平成29年度の等級別手帳所有者は重度が525人と最も多く、次いで中度が479人、軽度が193人となっています。平成26年度と比べるといずれも増加しており、軽度の増加率は16.3%と高くなっています。

表 障害区分別身体障害者手帳所有者の推移

区分	人						%	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成24～27年度増減率	平成26～29年度増減率
視覚障がい	71	69	67	65	66	71	-8.5	6.0
聴覚・平衡機能障がい	126	132	126	131	131	132	4.0	4.8
音声・言語機能障がい	10	10	9	9	10	13	-10	44.4
肢体不自由	567	609	619	627	644	637	10.6	2.9
内部障がい	233	243	269	283	292	297	21.5	10.4
重複	40	35	37	36	43	47	-10	27
計	1047	1,098	1,127	1,151	1,186	1,197	9.9	6.2

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

表 等級別身体障害者手帳所持者の推移

区分	人						%	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成24～27年度増減率	平成26～29年度増減率
1級(重度)	301	304	310	332	343	336	10.3	8.4
2級(重度)	183	185	183	187	193	189	2.2	3.3
3級(中度)	138	163	166	160	162	174	15.9	4.8
4級(中度)	267	284	302	295	298	305	10.5	1.0
5級(軽度)	78	81	84	87	97	101	11.5	20.2
6級(軽度)	80	81	82	90	93	92	12.5	12.2
1～2級(重度)	484	489	493	519	536	525	7.2	6.5
3～4級(中度)	405	447	468	455	460	479	12.3	2.4
5～6級(軽度)	158	162	166	177	190	193	12	16.3
計	1047	1,098	1,127	1,151	1,186	1,197	9.9	6.2

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

④ 療育手帳所有者の状況

平成 29 年度の等級別手帳所有者は「A」重度が 112 人と最も多く、次いで「B1」中度が 98 人、「B2」軽度が 75 人となっています。平成 26 年度と比べると「B1」中度の増加率が 22.5%と高くなっています。

表 等級別療育手帳所有者の推移

区 分	人						%	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成24～ 27年度 増減率	平成26～ 29年度 増減率
A(重度)	96	98	103	105	109	112	9.4	8.7
B1(中度)	86	82	80	85	91	98	-1.2	22.5
B2(軽度)	63	69	66	68	72	75	7.9	13.6
計	245	249	249	258	272	285	5.3	14.5

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

⑤ 精神障害者保健福祉手帳所有者の状況

平成 29 年度の等級別手帳所有者は「2級」中度が 80 人と最も多く、次いで「1級」重度が 40 人、「3級」軽度が 16 人となっています。平成 26 年度と比べるといずれも増加していますが、「1級」重度の増加率が 48.1%と高くなっています。

表 等級別精神障害者保健福祉手帳所有者の推移

区 分	人						%	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成24～ 27年度 増減率	平成26～ 29年度 増減率
1級(重度)	17	22	27	31	40	40	82.4	48.1
2級(中度)	59	59	69	75	78	80	27.1	15.9
3級(軽度)	17	17	15	13	16	16	-23.5	6.7
計	93	98	111	119	134	136	28	22.5

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

IV 第4期計画の進捗状況

1 福祉サービスの利用者の動向

平成29年度の障害福祉サービス等の利用者は、乳幼児期（0～5歳）が5人、学齢期が24人となっており、ともに施設入所の利用はありませんでした。平成26年度と比べると学齢期が約2.7倍に増えています。

成年期（18～64歳）については、利用者が198人でうち共同生活が28人、施設入所者が38人となっています。高齢期については、利用者が23人でうち共同生活が3人、施設入所者が6人となっています。平成26年度と比べると、施設入所者数は微増しています。

表 年齢別福祉サービス利用者の動向

区分		人				%
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	26～29年度 増減率
乳幼児期 (0～5歳)	在宅	6	4	4	5	-16.7
	施設	0	0	0	0	-
	合計	6	4	4	5	-16.7
学齢期 (6～17歳)	在宅	9	11	10	24	166.7
	施設	0	0	0	0	-
	合計	9	11	10	24	166.7
成年期 (18～64歳)	在宅	96	118	133	132	37.5
	共同生活	30	28	27	28	-6.7
	施設	38	36	38	38	0
	合計	164	182	198	198	20.7
高齢期 (65歳～)	在宅	10	6	9	14	40.0
	共同生活	1	2	3	3	200.0
	施設	4	7	6	6	50.0
	合計	15	15	18	23	53.3
全体	在宅	121	139	156	175	44.6
	共同生活	31	30	30	31	0.0
	施設	42	43	44	44	4.8
	合計	194	212	230	250	28.9

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

2 障害福祉サービス等の利用者の動向

(1) 訪問系サービスの利用者の動向

平成 29 年度の訪問系サービスの月間利用者は 39 人で、利用実績は 433 時間と計画見込量の 344 時間を上回りました。利用時間については平成 26 年度と比べると 67.2%増加しています。

表 訪問系サービスの概要

サービス	事業の内容
居宅介護	ホームヘルパーが訪問し、自宅において入浴、排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に対し、入浴、排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障がいにより、ひとりでの移動が困難な人に外出時に同行して移動の支援をします。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、ひとりでの行動が困難で、常に介護を必要とする人に対し、必要な行動の介助や外出時の移動の支援をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。

表 訪問系サービスの利用者の動向(月間)

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	26～29年度 増減率(%)
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行 動援護、重度障害者 等包括支援	人分	実績	23	34	33	39	69.6
		計画	304	284	313	344	13.2
	時間分	実績	259	387	375	433	67.2
		差	-45	103	62	89	

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

(2) 日中活動系サービスの利用者の動向

平成 29 年度の日中活動系サービスの利用については、生活介護が 98 人・利用実績が 1,702 人日、就労継続支援 B 型が 54 人・利用実績が 966 人日、短期入所が 30 人・利用実績が 239 人日といずれも計画見込量を上回りました。

一方で、計画の見込量を下回ったのは、生活訓練の 8 人・利用実績 116 人日、就労移行支援の 21 人・利用実績 249 人日、就労継続支援 A 型の 5 人・利用実績 78 人日でした。

表 日中活動系サービスの概要

サービス	事業の内容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、施設で主に昼間の入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人を対象として、病院を退院もしくは特別支援学校(盲・聾養護学校)を卒業した後、地域生活を営む上で必要な身体機能を向上させるための訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人を対象として、病院や施設を退院、退所した後、または特別支援学校(養護学校)を卒業した後に、地域生活を営む上で必要な生活能力を向上させるための訓練をします。
就労移行支援	一般就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練をします。
就労継続支援 (A型・雇用型)	一般企業などで働くことが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練をします。
就労継続支援 (B型・非雇用型)	一般企業などで働くことが困難な障がいのある人に対し、雇用契約を結ばないで就労の機会や生産活動等の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練をします。
療養介護	医療及び常に介護を必要とする障がいのある人に、病院や施設で主に昼間の機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理下の介護、日常生活上の支援をします。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う家族が病気になった場合や、心身に休息が必要になった場合に、障がいのある人を短期間施設に入所させ、入浴、食事の支援をします。

表 日中活動系サービスの利用者の動向

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	26～29年度 増減率(%)
生活介護	人分	実績	91	93	95	98	7.7
		計画	1,397	1,532	1,532	1,532	9.7
	人日分	実績	1,520	1,553	1,620	1,702	12.0
		差	123	21	88	170	
自立訓練(機能訓練)	人分	実績	0	0	0	0	-
		計画	12	0	0	0	-100.0
	人日分	実績	0	0	0	0	-
		差	-12	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	人分	実績	8	10	6	8	0.0
		計画	142	276	331	397	179.6
	人日分	実績	184	89	139	116	-37.0
		差	42	-187	-192	-281	
就労移行支援	人分	実績	7	10	19	21	200.0
		計画	284	213	249	285	0.4
	人日分	実績	116	268	251	249	114.7
		差	-168	55	2	-36	
就労継続支援(A型)	人分	実績	2	5	5	5	150.0
		計画	1	63	94	141	14,000.0
	人日分	実績	42	95	88	78	85.7
		差	41	32	-6	-63	
就労継続支援(B型)	人分	実績	33	36	42	54	63.6
		計画	400	668	721	779	94.8
	人日分	実績	619	675	913	966	56.1
		差	219	7	192	187	
療養介護	人分	実績	2	3	3	3	50.0
		計画	4	2	2	2	-50.0
	人日分	実績	2	3	3	3	50.0
		差	-2	1	1	1	
短期入所	人分	実績	15	23	28	30	100.0
		計画	106	170	175	180	69.8
	人日分	実績	170	236	212	239	40.6
		差	64	66	37	59	

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

(3) 居住系サービスの利用者の動向

平成29年度の共同生活援助の利用者は31人と、計画見込量の37人を下回りました。一方、施設入所支援の利用者は41人と計画見込量の38人を上回りました。平成26年度と比べると、施設入所者については1人増加しています。

表 居住系サービスの概要

サービス	事業の内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む障がいのある人に対し、住居における相談や日常生活上での援助をします。
施設入所支援	施設に入所し、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、入浴や排せつ、食事の介助をします。

表 居住系サービスの利用者の動向

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26～29年度 増減率(%)
共同生活援助 (グループホーム)	人分	計画	29	32	34	37	27.6
		実績	31	30	30	31	0.0
		差	2	-2	-4	-6	
施設入所支援	人分	計画	40	39	39	38	-5.0
		実績	40	40	41	41	2.5
		差	0	1	2	3	

資料: 保健福祉課(各年度4月1日現在)

(4) 相談支援サービスの利用者の動向

平成 29 年度の計画相談支援の利用者は 21 人と、計画見込量 14 人を上回りました。

地域移行支援と地域定着支援については、計画ではそれぞれ 2 人を見込みましたが、利用実績は地域定着支援の 1 人となりました。

表 相談支援サービスの概要

サービス	事業の内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する際にアセスメントを行い、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業所との連絡調整を行います。支給決定後には定期的にモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、地域移行推進員が住居の確保や新生活の準備等を支援します。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、緊急時の対応や相談等を行い地域生活への定着をサポートします。

表 相談支援サービスの利用者の動向

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	26～29年度 増減率(%)
計画相談支援	人分	計 画	15	14	14	14	-6.7
		実 績	19	22	24	21	10.5
		差	4	8	10	7	
地域移行支援	人分	計 画	2	1	1	2	0.0
		実 績	0	0	0	0	-
		差	-2	-1	-1	-2	
地域定着支援	人分	計 画	2	1	1	2	0.0
		実 績	0	0	0	1	-
		差	-2	-1	-1	-1	

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

3 障がい児を対象としたサービスの利用者の動向

平成 29 年度の児童発達支援の利用者は 7 人で、利用実績は 33 人日で計画見込量の 35 人日を下回りました。一方、平成 29 年度の放課後等デイサービスの利用者は 24 人で、利用実績は 149 人日で計画見込量の 24 人日を大きく上回りました。

同様に、障害児相談支援の利用者も 6 人と計画見込量の 1 人を大きく上回りました。

表 障害児通所支援等の概要

サービス	事業の内容
児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作や知識、技術を指導したり、集団生活への適応訓練をします。
放課後等デイサービス	学校に通学している障がいのある児童に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進を支援します。
障害児相談支援	障がい児を対象としたサービスを利用する際に、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業所との連絡調整を行います。支給決定後には定期的にモニタリングを行います。

表 障害児通所支援等の利用者の動向

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26～29年度 増減率(%)
児童発達支援	人分	実績	4	7	7	7	75.0
		計画	40	35	35	35	-12.5
	人日分	実績	35	29	36	33	-5.7
		差	-5	-6	1	-2	
放課後等デイサービス	人分	実績	3	5	8	24	700.0
		計画	40	24	24	24	-40.0
	人日分	実績	27	53	129	149	451.9
		差	-13	29	105	125	
障害児相談支援	人分	計画	2	1	1	1	-50.0
		実績	2	2	5	6	200.0
		差	0	1	4	5	

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

4 地域生活支援事業の利用者の動向

(1) 必須事業

地域生活支援事業の必須事業の中で、平成 29 年度の年間利用者は相談支援事業が 118 人、意思疎通支援事業が 3 人、日常生活用具給付事業が 98 人と、いずれも計画見込量を下回りました。一方で、移動支援事業の利用については 7 人と計画見込量を上回りました。

なお、平成 29 年度の地域活動支援センター事業については、I 型が 30 人、II 型が 27 人、III 型が 25 人となっています。特に II 型については計画見込量の 2.7 倍の利用がありました。

表 必須事業の概要

サービス	事業の内容
相談支援事業	障がいのある人や保護者、介護を行う人等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うとともに、権利擁護のために必要な支援をします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要にも関わらず、申立て等ができない知的障がい及び精神障がいのある人に対して首長が申立人となり、適切な制度利用を支援します。また、本人の収入や資産状況等から審判請求費用や後見人への報酬の支払いが困難な方に対して、申立て費用の助成をします。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。
日常生活用具給付事業	障がいがある人に対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、自立した生活を支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を助けるために、外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に創作的活動、生産的活動の場を提供し、社会との交流促進と地域生活を支援します。

表 地域活動支援センター事業の区分

地域活動支援センターI型	1日あたりの実利用人員が20名以上であること
地域活動支援センターII型	1日あたりの実利用人員が15名以上であること
地域活動支援センターIII型	1日あたりの実利用人員が10名以上であること

表 必須事業の利用者の動向

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26～29年度 増減率(%)
相談支援事業 (委託相談支援)	人/年	計画	140	142	144	146	4.3
		実績	140	87	108	118	-15.7
		差	0	-55	-36	-28	
意思疎通支援 事業	人/年	計画	3	3	3	4	33.3
		実績	3	3	3	3	0.0
		差	0	0	0	-1	
日常生活用具 給付事業	人/年	計画	100	105	110	115	15.0
		実績	100	102	113	98	-2.0
		差	0	-3	3	-17	
移動支援事業	人/年	計画	3	4	4	4	33.3
		実績	3	6	6	7	133.3
		差	0	2	2	3	
成年後見制度 利用支援事業	人/年	計画	1	1	1	1	0.0
		実績	0	0	0	0	-
		差	-1	-1	-1	-1	
地域活動支援 センター事業Ⅰ 型	人/年	計画		30	30	30	
		実績		30	30	30	
		差		0	0	0	
地域活動支援 センター事業Ⅱ 型	人/年	計画		10	10	10	
		実績		27	30	27	
		差		17	20	17	
地域活動支援 センター事業Ⅲ 型	人/年	計画		25	25	25	
		実績		25	25	25	
		差		0	0	0	

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

(2) 任意事業

任意事業については、平成 29 年度の日中一時支援事業の年間利用者は 10 人と計画見込量を下回りました。なお、訪問入浴サービス事業、生活サポート事業、身体障害者用自動車改造費助成事業について、計画ではそれぞれ 1 人を見込みましたが利用はありませんでした。

表 任意事業の概要

サービス	事業の内容
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要となる障がいのある人に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を実施します。
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人に対して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
生活サポート事業	介護給付の対象外となる障がいのある人の生活に支障がないよう、ホームヘルパーを派遣し、生活支援や家事援助等を支援します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	上下肢、体幹機能に重度の障がいがある人が所有・運転する自動車のハンドル・アクセル等の一部を改造する場合に、改造に要する費用を助成することにより、就労等の社会活動への参加を支援します。

表 任意事業の利用者の動向

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	26～29年度 増減率(%)	
日中一時支援事業	人/年	計画	12	12	13	14	16.7
		実績	12	11	11	10	-16.7
		差	0	-1	-2	-4	
訪問入浴サービス事業	人/年	計画	0	1	1	1	-
		実績	0	0	0	0	-
		差	0	-1	-1	-1	
生活サポート事業	人/年	計画	0	1	1	1	-
		実績	0	0	0	0	-
		差	0	-1	-1	-1	
身体障害者用自動車改造費助成事業	人/年	計画	0	1	1	1	-
		実績	0	1	0	0	-
		差	0	0	-1	-1	

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

5 第4期計画目標の達成状況

(1) 事業全体の進捗状況

障がい者本人や介護者の高齢化が進み、成年期から高齢期のサービス利用者が増加し、特に生活介護や短期入所のサービスの利用が増えました。また、障がいの早期発見や療育が進み、学齢期のサービス利用も増えてきました。特に放課後等デイサービスについては、町内に事業所が開設されたこともあり、利用が大きく伸びました。

訪問系のサービスの利用については、時間・利用者数ともに年々増加傾向にあります。日中活動系のサービスの利用については、福祉的な就労継続支援 B 型の利用者は増えています。しかし就労移行支援と就労継続支援 A 型の利用については計画を下回り、新たな利用者の受入れ確保や就労移行支援を通じた一般就労へのステップアップが課題となるところです。居住系のサービスの利用については横ばいで、地域移行支援、地域定着支援を通じた支援が必要となっています。地域生活支援事業については、相談支援事業の利用については年々増加し、相談内容も多様化してきております。そのほかの事業については概ね計画通りです。

(2) 計画目標の達成状況

第4期計画に掲げられた目標設定について、福祉施設入所者の地域生活への移行者数は3人を目標としましたが、現状は0人でした。施設入所者数も41人と削減目標を達成することができませんでした。一方、福祉施設から一般就労への移行者数は3人で、目標の2人を上回りました。就労移行率3割以上の就労支援事業所は、全体の5割以上の目標に対し3割程度にとどまりました。

表 第4期計画目標の達成状況

区分	項目	単位	平成25年度	平成29年度	
			基準	目標	現状
福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数	人	41	40	41
	地域生活移行者数	人		3	0
福祉施設から一般就労への移行	年間一般就労移行者数	人		2	3
就労移行支援事業	就労移行率3割以上の就労支援事業所	割合		全体の5割以上	全体の3割程度

資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

V 課題と基本目標について

1 福祉計画の課題

町内の障害者手帳所有者に実施したアンケートの調査結果では、障がい者本人やその家族等の地域生活の困難な状況や将来への不安などが浮き彫りにされました。この中で、国の基本指針の検討も含め、基本目標を達成するための課題は以下のとおりです。

(1) 生活基盤の確保

① 移動手段の確保

本町では、平成29年4月に「那須町公共交通網形成計画」を策定し、鉄道（東北本線）及び東野交通（那須線）を幹線とし、それに接続する那須町デマンド型乗合交通や町民バス、タクシーなどを支線とした公共交通網を整備しています。

しかしながら、それぞれの交通の便数等が少ないことや、乗り継ぎが不便であること、さらにはバリアフリー化が進んでいないなど、公共交通機関による移動手段の課題もあり、障がいのある方の移動手段の中心は自家用車に依存せざるを得ない状況になっています。

② 就労機会の確保

就労継続支援の利用者は増えていますが、就労移行支援の利用者は横ばいです。町内には就労移行支援事業所が1箇所しかなく、他市町の事業所の利用が多くなっています。障がい者の就労については、理解はされつつありますが、一般雇用となるとまだまだ厳しい状況にあります。このため、就労継続支援等の需要は高まっています。

③ 住まいの確保

第4期計画では、福祉施設入所者の地域生活への移行はなかなか進んでいません。本町にはグループホームが4箇所ありますが、障がい者の地域移行・定着を進めるためには、住まいの確保が不可欠です。アンケートの回答でも、地域で生活するための支援について「障がい者に適した住居の確保」が最も高くなっています。

(2) 生活能力の向上

① 障がいの早期発見・療育体制の強化

障がいの早期発見・療育を進めるため、乳幼児健康診査等での気づきから始まり、認定こども園、幼稚園、保育園、学校、放課後児童クラブ、児童発達支援事業者、

放課後デイサービス事業者等と情報を共有し、継続支援を行っていく必要があります。

本町では、乳幼児健康診査や保育園等で、発達の遅れなどの早期発見に努めています。子育て支援センターでは、保育士、児童発達相談員や児童家庭相談員、子育て支援員などにより、子育て支援事業等を積極的に実施し、子どもの成長や家庭の相談に対応し、一人ひとりの特性や障がいに応じた継続的な支援に取り組んでいます。また、認定こども園、幼稚園、保育園、放課後児童クラブでは、障がいの有無に関わらず支援を必要とする子どもの受け入れも行っています。さらに、2017年度(平成29年度)からは子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目ない支援を行っています。

学校教育では、支援を必要とする子ども一人ひとりの障がいの特性に応じたきめ細やかな教育を実現するため、教育支援委員会で支援のあり方を検討しています。

② 訓練・リハビリ機会の拡充

アンケートでは、障がいの様々な状況が寄せられ、日常生活の困難さが浮き彫りになりました。この中で、障がいの軽減や生活機能を向上させるため、機能訓練や医療的ケアの重要性が明らかになりました。

(3) 安心して暮らせる条件整備

① 本人と介護者の高齢化の問題

アンケートでは、障がい者本人と介護者の高齢化に関連して、親亡き後の問題や夜間など老老介護の困難な状況が明らかになりました。このため、今後は成年後見制度の利用促進や介護者の負担軽減が図れるよう、訪問サービスや短期入所等の利用促進が必要です。

② 緊急時への対応

保護者が病気になったときや急用があった場合に、障がいのある人を安心して預けられる施設や医療的ケアを要する児童の受け入れ施設の検討も必要です。また、災害時の要支援者情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の体制整備にも強化を図る必要があります。

(4) 積極的な継続支援

① ニーズの発掘・相談窓口

アンケートでは、困っている障がい者が潜在している問題が指摘されました。今後は相談支援体制の充実を図り、支援を必要とする人の問題の解決の糸口を提案で

きるような訪問活動も必要です。

② 情報の提供

アンケートでは「情報があまりにも少なく途方に暮れている」といった状況が寄せられました。福祉サービス等の情報の入手先については、「町の広報紙」が 32.9%と最も高くなっています。今後は「町の方からいろいろなサービスの情報を教えてほしい」という要望に答え、情報提供の拡大に努める必要があります。

③ ライフステージを通して継続支援体制の確立

障がい者の生活支援では、一人ひとりのライフステージによって、幼稚園・保育園・教育機関・就労支援事業所など、それぞれの移行期に切れ目なく支援をつないでいく必要があります。このため、関係機関や事業所と相談支援専門員との連携がますます求められています。

2 福祉計画の基本目標

課題を解決するための基本目標は、第3次那須町障がい者計画と整合・連携を図るため、同計画を継承し、障がいの有無に関わらず支援を必要とする人が、自ら居住する場所等を意思表示・自己決定し、必要とする支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことができるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。

〈基本理念〉

一歩ふみだす勇気を応援する人とまち

～共に生きるまちを目指して～

Ⅵ 今後の人口と障がい児・者数の見通し

1 今後の人口の見通し

(1) 人口推計の方法

人口の推計は、2018年度（平成30年度）から2020年度までの3か年ごとの各歳別人口を算出するため、まず1歳ごとに2014年度（平成26年度）～2015年度（平成27年度）、2015年度（平成27年度）～2016年度（平成28年度）、2016年度（平成28年度）～2017年度（平成29年度）の直近3か年の人口変化率を計算し、平均値を算出します。

次いで、2017年度（平成29年度）を基準年とし、各歳人口にその平均変化率を掛けて推計人口を求めました。なお、出生数は出産年齢人口（15～49歳の女性人口）の対前年比で求めます。

図 人口推計の方法

区分	過去3期間の平均変化率を算出			実数	推計	
	2014年 (平成26年) [男女]	2015年 (平成27年) [男女]	2015～2016年 (平成27～28年) 2016～2017年 (平成28～29年)		2017年 (平成29年) [男女]	2018年 (平成30年) [男女]
0歳	①	①	コーホート(同じ年に生まれた集団)の人数の 毎年の変化率を算出 ⇒ $\frac{2015年② - 2014年①}{2014年①}$ (平成27年－26年)	①	①	出生人口(0歳)は、 前年人口に出産年 齢人口の平均変化 率を掛けて算出
1歳	②	②		②	②	
2歳	③	③		③	③	
3歳	④	④		④	④	
4歳	⑤	⑤		⑤	⑤	
5歳	⑥	⑥		⑥	⑥	
6歳	⑦	⑦		⑦	⑦	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	1歳以上の人口は、前 年人口にコーホートの 平均変化率を掛けて算 出
15～49歳 女性	A	B	出産年齢人口の毎年 の変化率を算出 ⇒ $\frac{(B-A)}{A}$	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

(2) 今後の人口の見通し

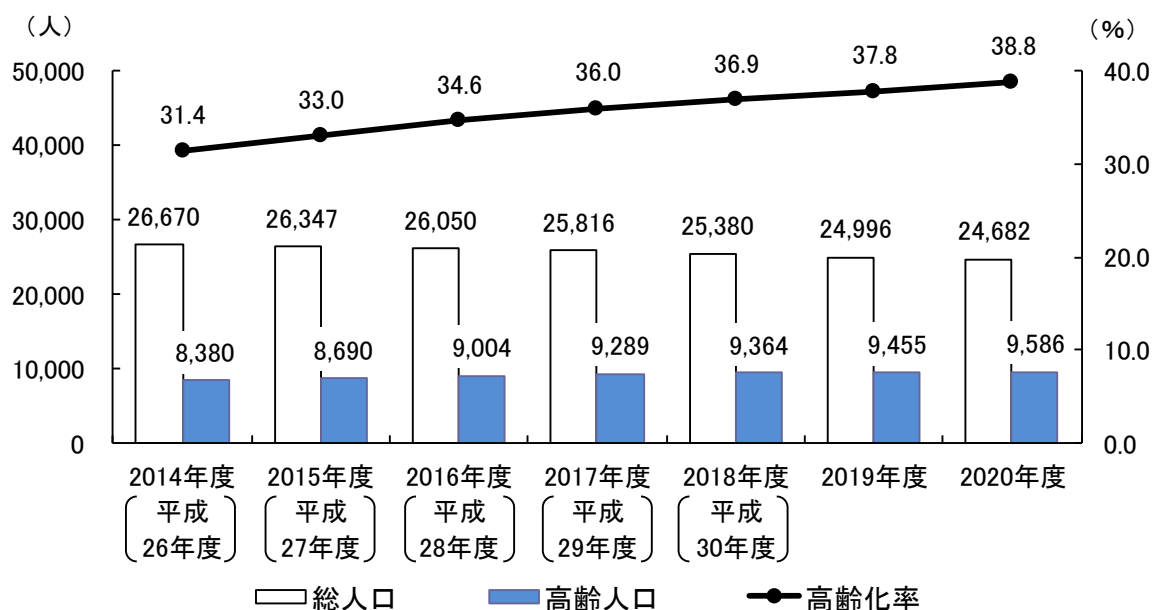
人口の見通しについては、少子化と人口の町外流出が今後も続くことが見込まれるため、人口の減少と少子高齢化が今後も進むことが予想されます。2020年度の人口は24,682人で、2017年度（平成29年度）に比べ4.4%減少する見通しです。

人口の年齢構成では、乳幼児期が3.3%、学齢期が8.1%、成年期が49.8%、2017年度（平成29年度）に比べそれぞれ減少する見通しです。一方、高齢期は38.8%、と2017年度（平成29年度）に比べ2.8ポイント上昇する見通しです。

図表 今後の人口の見通し

区分		実績				計画			2014～2017年度 増減率 [%]	2017～2020年度 増減率 [%]
		2014年度 平成 26年度	2015年度 平成 27年度	2016年度 平成 28年度	2017年度 平成 29年度	2018年度 平成 30年度	2019年度	2020年度		
総人口	人	26,670	26,347	26,050	25,816	25,380	24,996	24,682	-3.2	-4.4
乳幼児期（0～5歳）	人	882	874	868	867	860	837	811	-1.7	-6.5
学齢期（6～17歳）	人	2,495	2,429	2,326	2,236	2,150	2,070	2,003	-10.4	-10.4
成年期（18～64歳）	人	14,913	14,354	13,852	13,424	13,006	12,634	12,282	-10.0	-8.5
高齢期（65歳～）	人	8,380	8,690	9,004	9,289	9,364	9,455	9,586	10.8	3.2
乳幼児期（0～5歳）比率	%	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.3	3.3	3.0	-0.1
学齢期（6～17歳）比率	%	9.4	9.2	8.9	8.7	8.5	8.3	8.1	-7.4	-0.6
成年期（18～64歳）比率	%	55.9	54.5	53.2	52.0	51.2	50.5	49.8	-7.0	-2.2
高齢期（65歳～）比率	%	31.4	33.0	34.6	36.0	36.9	37.8	38.8	14.6	2.8

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在） 注：比率の増減率はポイント



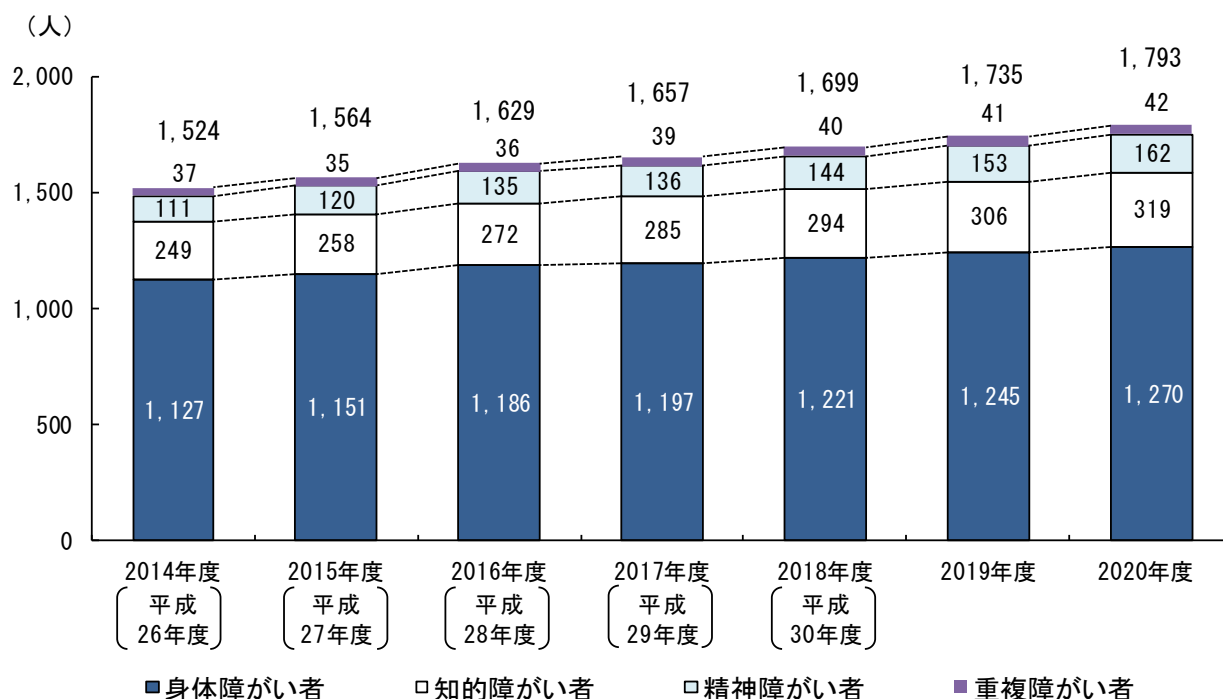
2 障がい児・者数の見通し

身体障がい者（身体障害者手帳所有者）は、高齢化が進む中で2017年度（平成29年度）の1,197人から2020年度には1,270人に増加する見通しです。

障がいへの認知度が高まり、潜在障がい者の顕在化がさらに進むことが予想されるため、知的障がい者（療育手帳所有者）は2017年度（平成29年度）の282人から2020年度には319人に増加する見通しです。精神障がい者（精神障害保健福祉手帳所有者）は、2017年度（平成29年度）の136人から2020年度には162人に増加する見通しです。

年齢別にみると、早期発見・療育を推進する中で、乳幼児期から学齢期の障がい児が2017年度（平成29年度）の57人から2020年度には78人に増加する見通しです。成年期から高齢期の障がい者は2017年度（平成29年度）の1,597人から2020年度には1,715人に増加する見通しです。

図 障がい別手帳所有者の今後の見通し



資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

表 手帳所有者の出現率の見通し

区分		2014年度 〔平成 26年度〕	2015年度 〔平成 27年度〕	2016年度 〔平成 28年度〕	2017年度 〔平成 29年度〕	2018年度 〔平成 30年度〕	2019年度	2020年度	2014～2017 年度 増減率(%)	2017～2020 年度 増減率(%)	
障 が い 別	全体	人	1,524	1,564	1,629	1,657	1,703	1,751	1,800	8.7	8.6
	身体障がい者	人	1,127	1,151	1,186	1,197	1,221	1,245	1,270	6.2	6.1
	知的障がい者	人	249	258	272	285	298	312	326	14.5	14.4
	精神障がい者	人	111	120	135	136	144	153	162	22.5	19.1
	重複障がい者	人	37	35	36	39	40	41	42	5.4	7.7
出 現 率	全体	%	5.7	5.9	6.3	6.4	6.7	7.0	7.3	0.7	0.9
	身体障がい者	%	4.2	4.4	4.6	4.6	4.8	5.0	5.1	0.4	0.5
	知的障がい者	%	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3	0.2	0.2
	精神障がい者	%	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.1	0.2
	重複障がい者	%	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0
年 齢 別	乳幼児期 (0～5歳)	人	8	10	4	10	17	29	50	25.0	400.0
	学齢期 (6～17歳)	人	44	47	56	50	54	58	63	13.6	26.0
	成年期 (18～64歳)	人	655	657	668	656	663	670	677	0.2	3.2
	高齢期 (65歳～)	人	817	850	901	941	973	1,005	1,038	15.2	10.3
出 現 率	乳幼児期 (0～5歳)	%	0.9	1.1	0.5	1.2	2.0	3.5	6.2	0.3	5.0
	学齢期 (6～17歳)	%	1.8	1.9	2.4	2.2	2.5	2.8	3.1	0.4	0.9
	成年期 (18～64歳)	%	4.4	4.6	4.8	4.9	5.1	5.3	5.5	0.5	0.6
	高齢期 (65歳～)	%	9.7	9.8	10.0	10.1	10.4	10.6	10.8	0.4	0.7

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）注）出現率の増減はポイント

VII 第5期計画に係わる国の基本指針について

1 第4期以降【2015年度（平成27年度～）】の障害児者関連法等の動向

【2016年4月1日】障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）の施行

- 障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供

【2016年4月1日】障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行

- 障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務

【2016年5月13日】成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

- 成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的

【2016年5月25日】障害者総合支援法と児童福祉法の一部改正

- 障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し
- 障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備
- 都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい児福祉計画」を定めるものとされたため、「第1期障がい児福祉計画」を策定

【2016年8月1日】発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行

- 共生社会の実現、相談に総合的に応じられるよう相談体制の整備
- 発達障がいの特性等に関する理解を深め、発達障がい者の自立及び社会参加の促進
- 発達障がい者の支援として、就労支援とともに就労定着支援を規定、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける配慮、家族等への支援

2 第5期計画に係わる国の基本指針について

(1) 基本指針見直しのポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続
- ② 就労定着に向けた支援
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ④ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ⑤ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑥ 発達障がい者支援の一層の充実

(2) 成果目標（計画期間が終了する2020年度末の目標）

- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ・地域移行者数：2016年度（平成28年度）末施設入所者の9%以上
 - ・施設入所者数：2016年度（平成28年度）末の2%以上削減
 - ※高齢化・重症化を背景とした目標設定
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）
 - ・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置
 - ・精神病床の1年以上入院患者数：14.6万人～15.7万人に
2014年度（平成26年度）末の18.5万人に比べ3.9万人～2.8万人減
 - ・退院率：入院後3ヵ月69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%、
2015年（平成27年）時点の上位10%の都道府県の水準
- ③ 地域生活支援拠点の整備
 - ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
 - ・一般就労への移行者数：2016年度（平成28年度）の1.5倍
 - ・就労移行支援事業利用者：2016年度（平成28年度）の2割増
 - ・移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上
 - ※実績を踏まえた目標設定
 - ・就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上（新）

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
 - ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
 - ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
 - ・ 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置
- 2018年度（平成30年度）末までに

（3）その他の見直し

- ① 障がい者虐待の防止、要援護者に対する支援
- ② 難病患者への一層の周知
- ③ 障がい者の芸術文化活動支援
- ④ 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ⑤ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進のあり方

VIII 第5期障がい福祉計画

1 第5期障がい福祉計画の目標値

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針や本町の現状を踏まえ、施設入所者については2017年度(平成29年度)の41人から2020年度には38人に削減することをめざします。地域生活への移行者については、3人を見込みます。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

関係機関との連携を図りながら、2020年度末までに協議の場の設置について検討を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

那須町障害者自立支援協議会等を活用し、地域生活への移行を推進するため、関係機関と調整を図りながら検討を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業や就労定着支援の推進を通じて、2020年度までに5人の一般就労をめざします。

(5) 就労移行支援事業利用者数

2020年度年度の就労移行支援事業を34人が利用することをめざします。

表 計画目標値

区分	項目	2017年度 (平成29年度)	2020年度	備考
		基準	目標	
福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数	41人	38人	
	地域生活移行者数	0人	3人	
福祉施設から一般就労への移行	年間一般就労移行者数	3人	5人	
就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業利用者数	21人	34人	
就労移行率5割以上の就労支援事業所	割合		全体の5割以上	
就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	割合		80%	

(6) サービス実利用者の見込量

2020年度の障害福祉サービス実利用者は在宅 209 人、グループホーム 40 人、施設入所 38 人を見込みます。

表 障がい福祉サービス実利用者の見込

区 分		人				%
		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2017～2020 年度 増減率
成年期(18～64歳)	在宅	132	147	164	183	38.6
	共同G	29	30	32	34	17.2
	施設	38	36	35	34	-10.5
高齢期(65歳～)	在宅	14	17	21	26	85.7
	共同G	3	4	5	6	100.0
	施設	6	4	4	4	-33.3
全 体	在宅	146	164	185	209	43.2
	共同G	32	34	37	40	25.0
	施設	44	40	39	38	-13.6

2 障害福祉サービス等の見込

(1) 訪問系サービスの見込量

【見込量】

訪問系サービス利用者は、2020年度には46人、利用時間は519時間になる見通しです。

表 訪問系サービスの見込量

区 分		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2017～2020 年度 増減率(%)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	人分	39	41	43	46	17.9
	時間分	433	463	485	519	19.9

【確保の方策】

訪問系サービスは障がい者の地域生活を支えるうえで根幹となるサービスであることから、適正なサービス利用機会の確保のため、事業を実施する事業者確保に努めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量

【見込量】

日中活動系サービスの利用者は、就労移行支援を2020年度には34人を見込みます。就労継続支援(A型)は10人、就労継続支援(B型)は68人を見込みます。なお、新規サービスとしてとなる就労定着支援は2020年度までに7人を見込みます。また、短期入所へのニーズも高いため、36人を見込みます。

表 新規サービスの概要

サービス	事業の内容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題に対応できるよう、企業や自宅等への訪問、来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援をします。

表 日中活動系サービスの見込量

区分		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2017~2020 年度 増減率(%)
生活介護	人分	98	101	104	107	9.2
	人日分	1,702	1,721	1,772	1,823	7.1
自立訓練(機能訓練)	人分	0	0	0	0	-
	人日分	0	0	0	0	-
自立訓練(生活訓練)と 宿泊型自立訓練	人分	8	9	10	11	37.5
	人日分	116	135	150	165	42.2
就労移行支援	人分	21	25	29	34	61.9
	人日分	249	382	443	520	108.8
就労継続支援(A型)	人分	5	6	8	10	100.0
	人日分	78	98	131	164	110.3
就労継続支援(B型)	人分	54	58	63	68	25.9
	人日分	966	1,129	1,226	1,323	37.0
就労定着支援[新規]	人分		3	5	7	-
	人日分		45	75	105	-
療養介護	人分	3	3	3	3	0.0
短期入所(福祉型、医療 型)	人分	30	32	34	36	20.0
	人日分	239	275	292	310	29.7

【確保の方策】

今後、日中活動系サービス利用者の増加が見込まれることから、既存の各事業者と連携を図り、見込み量の確保に努めます。また、緊急時対応等で不可欠な短期入所は、広域での利用確保に努めます。

このほか障がい者の就労全般を支援するため、障害者就業・生活支援センターやハローワーク（公共職業安定所）等関係機関との連携の強化や地域資源等のインフォーマルなネットワークの活用並びに事業主への障がい者雇用の啓発を行うことにより、一般就労への移行を促進します。

(3) 居住系サービス

【見込量】

2020 年度までにグループホームの利用量を 40 人とするとともに、地域移行支援や地域定着支援を実施する事業者と連携を図り、施設入所している障がい者が円滑に地域生活に移行できるよう支援します。また、新規サービスとなる自立生活援助は 2020 年度までに 3 人を見込みます。

表 新規サービスの概要

サービス	事業の内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人が一人暮らしを始めた時に、生活の課題や体調、地域づきあい等に問題はないかを、定期的に居宅を訪問して必要な助言や医療機関との調整等を支援します。

表 居住系サービスの見込量

区分		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2017~2020 年度 増減率(%)
共同生活援助 (グループホーム)	人分	32	34	37	40	25.0
施設入所支援	人分	44	40	39	38	-13.6
自立生活援助[新規]	人分		1	2	3	-

【確保の方策】

国の基本指針で示された地域生活への移行を推進するため、関係機関と調整を図り、サービスの充実と見込量の確保に努めます。

(4) 相談支援

【見込量】

サービス等利用計画の作成は、障害福祉サービスを利用するすべての人を対象として支援が行えるよう見込みます。地域移行支援と地域定着支援については、それぞれ2020年度までに3人を見込みます。

表 相談支援の見込量

区 分		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2017~2020 年度 増減率(%)
計画相談支援	人分	222	238	261	287	29.3
地域移行支援	人分	0	1	2	3	-
地域定着支援	人分	1	1	2	3	200.0

【確保の方策】

障がい者のライフプランとなるサービス等利用計画の作成については、モニタリングも含め、きめ細かな支援を行うために、相談支援専門員の資質向上と量的確保に努めます。

地域移行・定着支援については、地域移行が実現できるよう関係機関等が連携し、支援体制の整備と充実に努めます。

Ⅸ 第1期障がい児福祉計画

1 第1期障がい児福祉計画の目標値

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの整備・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針に基づく体制整備等の推進については、関係機関や近隣市町と連携を図り、実施体制の確保に努めます。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保

サービス提供事業所等への働きかけや連携を図りながら、事業所の確保に努めます。

③ 医療的ケア児支援のため協議の場の設置

那須町障害者自立支援協議会等を活用し、2018年度（平成30年度）末までに関係機関との連携を図るための協議の場を設置します。

表 サービス利用の見込量

区分		人				%
		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2017～2020 年度 増減率
乳幼児期(0～5歳)	在宅	5	7	10	14	180.0
	施設	0	0	0	0	-
学齢期(6～17歳)	在宅	24	36	54	82	241.7
	施設	0	0	0	0	-
全体	在宅	29	43	64	96	231.0
	施設	0	0	0	0	-

2 障がい児を対象としたサービスの見込量

【見込量】

児童発達支援のサービス利用者は、2020年度には14人を見込みます。医療型児童発達支援の利用者は3人、放課後等デイサービスの利用者は40人、保育所等訪問支援の利用者は3人見込みます。

障害児相談支援の利用者は、サービス等利用計画の作成を促進し、2020年度には28人を見込みます。

表 新規サービスの概要

サービス	事業の内容
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで、通所での支援が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。

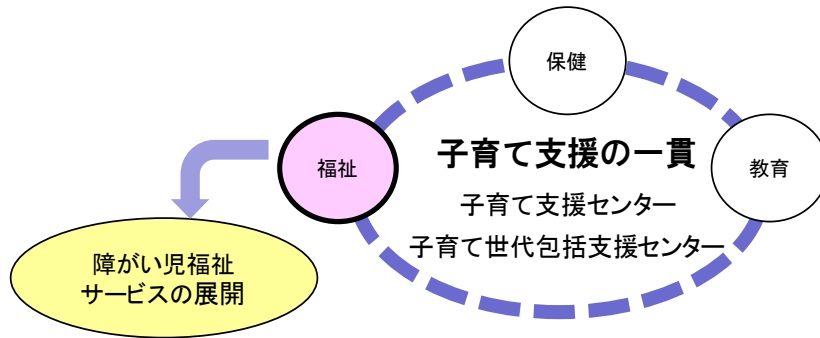
表 障がい児を対象としたサービスの見込量

区分		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2017～2020 年度 増減率(%)
児童発達支援	人分	7	9	11	14	100.0
	人日分	33	42	51	65	97.0
医療型児童発達支援	人分	0	1	2	3	-
	人日分	0	2	4	6	-
放課後等デイサービス	人分	24	29	34	40	66.7
	人日分	149	434	509	599	302.0
保育所等訪問支援	人分	0	2	2	3	-
	人日分	0	4	4	6	-
障害児相談支援	人分	6	10	17	28	366.7
居宅訪問型児童発達支援[新規]	人分		1	2	3	-
	人日分		2	4	6	-
医療的ケア児関連コーディネーターの配置	人分		1	1	1	-

【確保の方策】

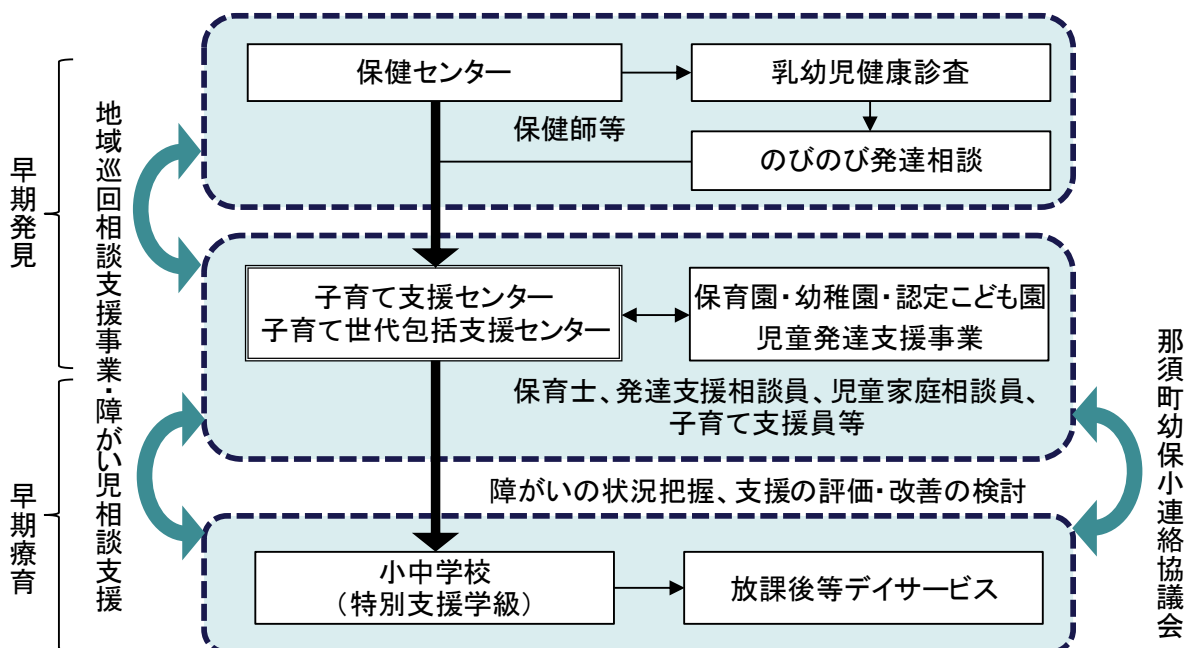
障がい児を対象としたサービスについては、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターを中心とした子育て支援の一環として、福祉分野の取り組みの中に位置づけます。

図 障がい児を対象としたサービスの位置づけ



今後も子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から保護者の相談に応じ、妊娠・出産に係る障がいの早期発見等に努めます。保健センターでは、乳幼児健康診査や「のびのび発達相談」等で発達の遅れなどの早期発見に努めます。子育て支援センターでは、保育士、児童発達相談員や児童家庭相談員、子育て支援員などにより、子育て支援事業等を積極的に実施し、一人ひとりの特性や障がいに応じた継続的な支援に取り組みます。また、認定こども園、幼稚園、保育園、放課後児童クラブでは、支援を必要とする子どもを受け入れ、地域巡回相談支援事業と連携し、障がい児保育の充実を図ります。学校教育では、子育て支援センターから就学前の障がいの状況を把握し、一人ひとりの障がいの特性に応じた支援のあり方を検討し、きめ細やかな教育を推進します。障がい児を対象としたサービスについては、相談支援専門員が障がいなどのある児の障がいの状況などの情報を共有し、児童発達支援、放課後等デイサービスへつなげるマネジメントを行います。

図 障がい児の早期発見・療育フロー



X 地域生活支援事業等の展開

1 必須事業の見込量

(1) 障がい者相談支援事業

障がいのある方やその家族が抱える生活等の問題の早期解決を促進するため、引き続き相談支援事業所 2 箇所です総合相談を行います。

また、相談を必要とする障がいのある方がいつでも相談できるように相談窓口の周知を徹底し、より利用しやすい相談窓口になるようサービスの向上を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及啓発を図るとともに、制度の利用が必要な知的障がい及び精神障がいのある方への適正な支援を行い、権利擁護の推進に努めます。

(3) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の利用者は、2020 年度には 3 人を見込みます。今後も手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣についてのコーディネートを行い、適正な利用に努めます。

(4) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業の利用者は、2020 年度には 113 人を見込みます。今後も、サービスを必要とする障がいのある方が適切に利用できるよう、利用者のニーズや給付の動向を把握し、必要なサービスの提供に努めます。

(5) 移動支援事業

移送サービスに対するニーズは高いため、移動支援事業の利用者は、2020 年度には 19 人を見込みます。また、公共交通における福祉タクシーの利用に対する支援や町民バス、デマンド型乗合交通の利用料減免など、障がいのある人への支援についても継続していきます。

(6) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業について、2020年度のⅠ型からⅢ型の全体の利用者を85人見込みます。

今後も、地域活動支援センターの周知を行うとともに、創作的活動及び地域交流の場を確保し、内容の充実を図ります。

表 必須事業の見込量

区 分		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2017~2020 年度 増減率(%)
相談支援事業(委託相談支援)	人/年	118	122	126	130	10.2
成年後見制度利用支援事業	人/年		1	1	1	-
意思疎通支援事業	人/年	3	3	3	3	0.0
日常生活用具給付事業	人/年	98	103	108	113	15.3
移動支援事業	人/年	7	10	14	19	171.4
地域活動支援センター事業Ⅰ型	人/年	30	30	30	30	0.0
地域活動支援センター事業Ⅱ型	人/年	27	28	29	30	11.1
地域活動支援センター事業Ⅲ型	人/年	25	25	25	25	0.0

2 任意事業の見込量

(1) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、2020年度に13人を見込みます。障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、利用の促進に努め、日常的に介護している家族の一時的な負担軽減等を図ります。

(2) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、2020年度に3人を見込みます。身体に障がいのある方の心身機能の維持を図ります。

(3) 生活サポート事業

生活サポート事業は、毎年1人の利用を見込みます。日常生活に関する必要な支援を行い、地域での自立した生活の促進を図ります。

(4) 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障害者用自動車改造費助成事業は、毎年1人の利用を見込みます。身体に重度の障がいがある方の就労等の社会参加の促進を図ります。

表 任意事業の見込量

区分		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2017～2020 年度 増減率(%)
日中一時支援事業	人/年	10	11	12	13	30.0
訪問入浴サービス事業	人/年	0	2	2	3	-
生活サポート事業	人/年	0	1	1	1	-
身体障害者用自動車改造費助成事業	人/年	0	1	1	1	-

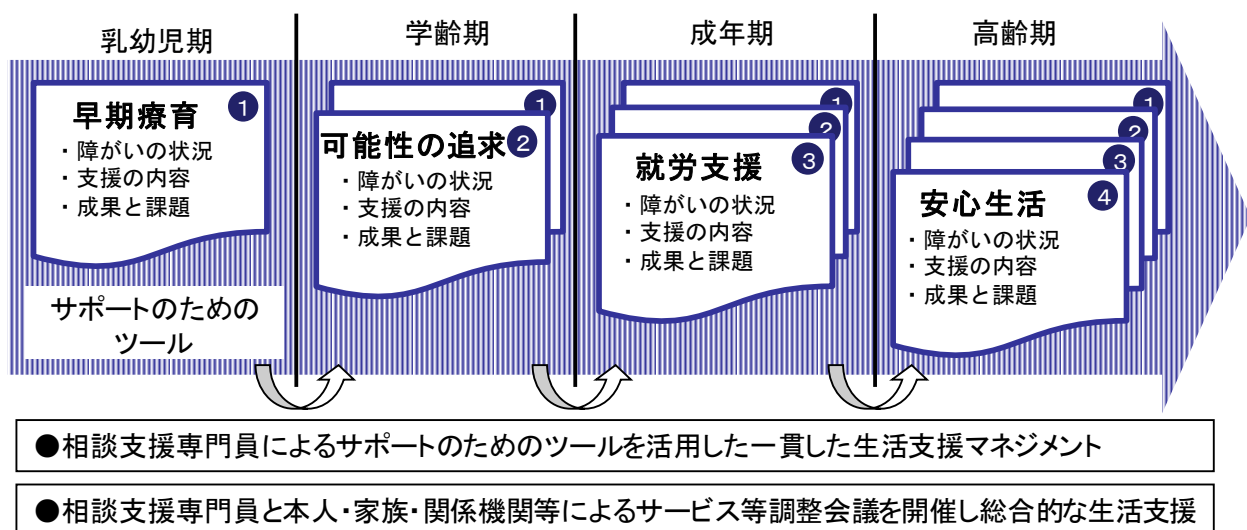
XI 計画の推進

1 障がい者一人ひとりの生活支援の総合化

障がいのある方の生活をより豊かなものにするためには、サービスの提供を組織化するマネジメント機能が重要です。マネジメントのテーマをライフステージで見ると、乳幼児期では「早期療育」、学齢期では「可能性の追求」、成年期では「就労支援」、高齢期では「安心生活」が求められます。また、一人ひとりの障がいの特性にあわせたマネジメントが、人生の節目で分断されることなく、切れ目のない支援をサポートのためのツール等を通して継続的に行われることが必要です。

このため、マネジメントを担う相談支援専門員が、サービス提供事業者や教育・雇用現場等と障がい者一人ひとりの特性を共有し、サービス等利用計画を作成するとともに、総合的な支援を提供していくことが求められています。今後も、本人や家族と関係スタッフを交えた「サービス等調整会議」の開催を積極的に進めていきます。

図 ライフステージを通した一貫した生活支援マネジメント



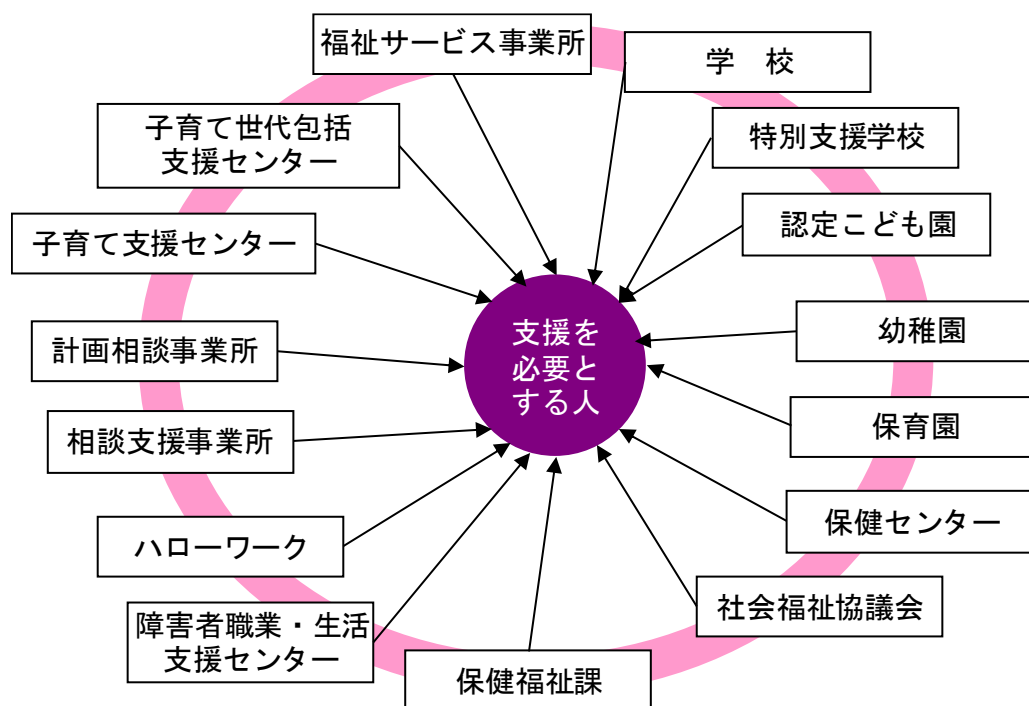
2 サービス等に関する情報提供の拡大と相談窓口の充実

障害福祉サービスや地域生活支援事業等に関する情報について、町広報紙や障害者福祉ガイド等の各種パンフレット、ホームページ等により、わかりやすく、かつ障がいの特性に応じた適切な情報提供を図ります。

また、当事者団体へ学習会等の機会を通して、支援に必要な情報提供を行います。

さらに、相談窓口については、生活問題等の解決の糸口がみつけれられるよう、専門性を高めるとともに、窓口相互の連携を強化し、地域全体として総合的に対応・支援できるように努めます。

図 情報の提供と相談受付



3 関係機関との連携

(1) 国・県・関係団体・近隣市町との連携

障がいのある方に係る施策は、国・県の制度や計画と深く関係しているため、国・県との緊密な協力・連携体制の強化を図るとともに、県の保健福祉機関・教育機関、医療機関、サービス提供事業所や社会福祉協議会等との連携を図ります。

また、福祉サービス等の中には、町単独で行うことが困難なものや、広域的に行った方が効果的な事業もあるため、近隣市町との連携・調整を図ります。

(2) 企業・障がい者団体・NPO・ボランティア団体・関係機関等との連携

障がいのある方の施策を推進するためには、企業・障がい者団体・NPO（民間非営利組織）・ボランティア団体・高齢福祉関係機関等との協力関係が必要不可欠です。

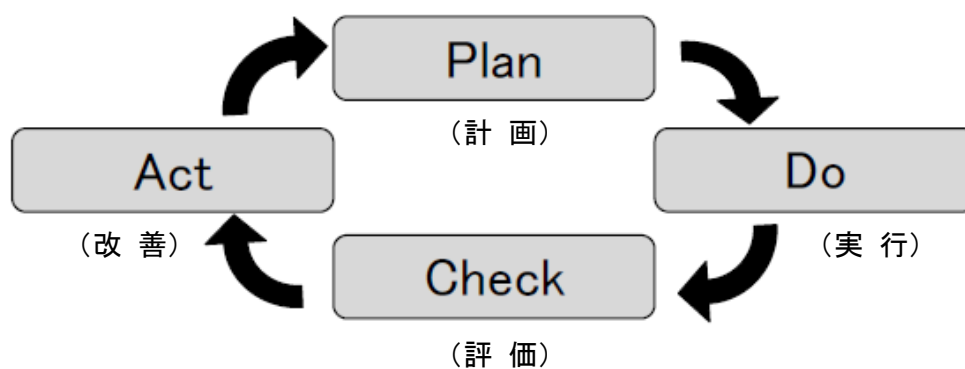
障がいのある方の積極的な社会参加を促進するため、これらの団体等と連携を深めるとともに、障がいの有無に関わらず共に地域で生き生きと安心して暮らしてい

くために、障がいの特性等について町民への理解促進に努めます。

4 進捗管理

計画の推進にあたっては、関係する庁内各課との連携を図りながら、その進捗を定期的に確認し、分析・評価の上、課題がある場合には随時対応していくこととします。また、那須町障害者自立支援協議会において、実施状況を報告し、進捗状況の点検と評価を受け、PDCAサイクルの構築に努め、本町の障がい者施策の円滑な推進を図ります。

図 PDCAサイクルのプロセス



XII 資料編

1 町内の事業所

【居宅介護】

事業所名	運営法人	住所
(福) 那須町社会福祉協議会居宅介護事業所	(福) 那須町社会福祉協議会	寺子乙2566-1
愛燦燦ケアステーション	(株) 慶叡知の里	富岡780-2
ヘルパーステーションえにし	(同) SSK	睦家266-2
ほっとステーション那須	(株) 昇和	高久丙9-286

【生活介護】

事業所名	運営法人	住所
マ・メゾン光星	(福) 慈生会	豊原乙1189
ほほえみ	(有) 福祉ネットやわらぎ	寺子丙711-44

【自立訓練 (生活訓練)】

事業所名	運営法人	住所
ミカエラ・ハウス	(福) 瑞宝会	湯本390

【就労移行支援】

事業所名	運営法人	住所
ミカエラ・ハウス	(福) 瑞宝会	湯本390

【就労継続支援B型】

事業所名	運営法人	住所
すまいる工房	(有) 福祉ネットやわらぎ	寺子丙711-44

【短期入所】

事業所名	運営法人	住所
マ・メゾン光星	(福) 慈生会	豊原乙1189
ピ・ハウス那須	(福) 瑞宝会	湯本206
ミカエラ・ハウス	//	湯本390
ショートステイやわらぎ	(有) 福祉ネットやわらぎ	寺子丙711-43
あみすた園 みなみかぜ	(有) アミスタネットワーク	高久乙3379-21

【共同生活援助 (グループホーム)】

事業所名	運営法人	住所
グループホームせせらぎ	(有) 福祉ネットやわらぎ	寺子乙2543-330
グループホームやわらぎ	//	寺子丙3-77
グループホームなごみ	//	寺子丙711-43
グループホームよつば	//	寺子乙3918-1

【施設入所支援】

事業所名	運営法人	住所
マ・メゾン光星	(福) 慈生会	豊原乙1189

【放課後等デイサービス】

事業所名	運営法人	住所
サポートハウスあおぞら	(有) 福祉ネットやわらぎ	寺子乙4006
エスポワール	(福) 慈生会	寺子乙1994-19

【指定特定・指定障害児相談支援事業所】 ※サービスを利用するための計画作成を主に行う事業所です。

事業所名	運営法人	住所
指定相談支援事業所ノエル	(福) 慈生会	豊原乙1189
相談支援事業所やわらぎ	(有) 福祉ネットやわらぎ	寺子丙711-43
障がい者相談支援事業所ケアサプライ	(株) ケアアクセス	漆塚762-102
那須町社会福祉協議会障害児者相談支援事業所	(福) 那須町社会福祉協議会	寺子丙4-5
ケアプラザはつはる那須支店	(有) はつはる	寺子乙4006

【指定一般相談支援事業所】 ※地域移行支援・地域定着支援を主に行う事業所です。

事業所名	運営法人	住所
指定相談支援事業所ノエル	(福) 慈生会	豊原乙1189

【相談事業所】 ※障がいに関する総合窓口として、町から委託を受けている事業所です。

事業所名	運営法人	住所
指定相談支援事業所ノエル(委託)	(福) 慈生会	豊原乙1189
地域生活支援センターゆずり葉(委託)	(特) 那須フロンティア	那須塩原市宮町2-14

【地域活動支援センター】

事業所名	運営法人	住所
(Ⅰ型) 地域生活支援センターゆずり葉(委託)	(特) 那須フロンティア	那須塩原市宮町2-14
(Ⅱ型) 地域活動支援センターつぼみ	(有) 福祉ネットやわらぎ	寺子丙711-44
(Ⅲ型) 地域活動支援センターりんどう作業所	那須町(委託: 那須町社会福祉協議会)	寺子丙4-5

※各サービスや事業については、町内の事業所に限らず、他市町の事業所を利用することもできます。

2 福祉に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の内容と方法

調査は第3次那須町障がい者計画策定の基礎資料にするため、平成28年に町内在住の障害者手帳所有者500人に対し実施したものです。

表 調査の内容と方法

区分	概要
調査の対象	町内在住の障害者手帳所有者 500人
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成28年9月16日～9月30日
調査内容	①住まいや暮らしについて ②日中活動や就労について ③障害福祉サービス等の利用について ④相談相手について 等
回収数	277票
回収率	55.4%
有効回答数	277票
有効回収率	55.4%

(2) 回答者の属性

回答者の年齢は60歳以上が6割以上を占めています。手帳の所有は身体障害者手帳が75.5%、療育手帳が20.5%、精神障害者保健福祉手帳が11.2%となっています。その他、医療ケアを受けている人が53.8%などとなっています。

表 回答者の属性

単位：%

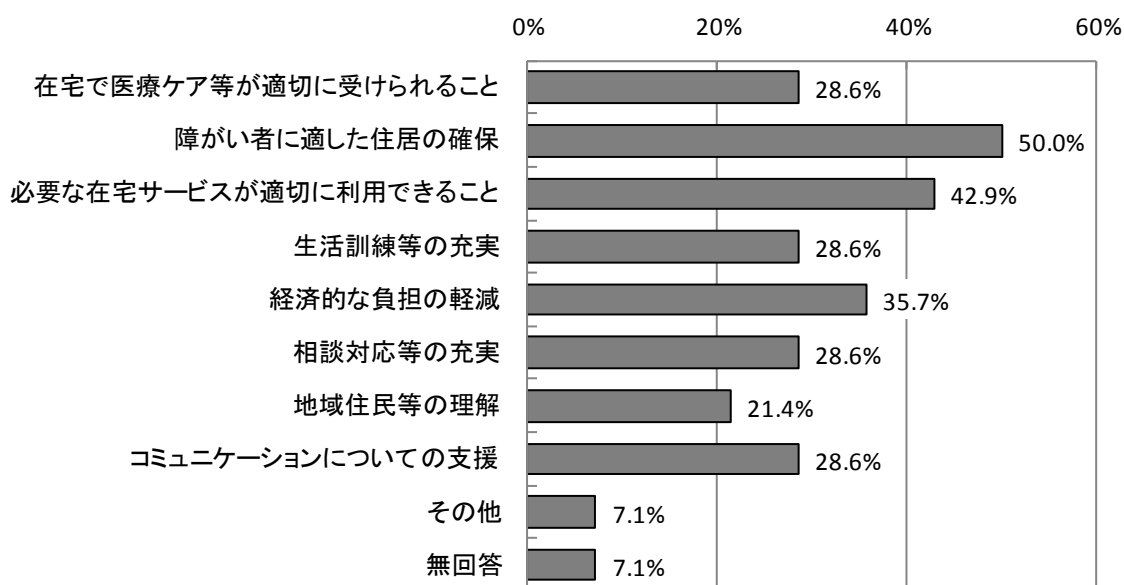
区分	母数 (人)	20歳未満	20歳～30歳	40歳～50歳	60歳～	無回答
年齢	277	4.3	12.6	20.6	61.0	1.4
区分	母数 (人)	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者保 健福祉手帳		
所有する手帳	277	75.5	20.5	11.2		
区分	母数 (人)	難病認定	発達障害の 診断	高次脳機能 障害の診断	障害支援区分 認定	医療ケアの 有無
受けている	277	8.7	10.1	7.9	15.8	53.8

(3) 住まいや暮らしについて

① 地域で生活するための支援について

地域で生活するための支援については、「障がい者に適した住居の確保」が50.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が42.9%、「経済的な負担の軽減」が35.7%となっています。

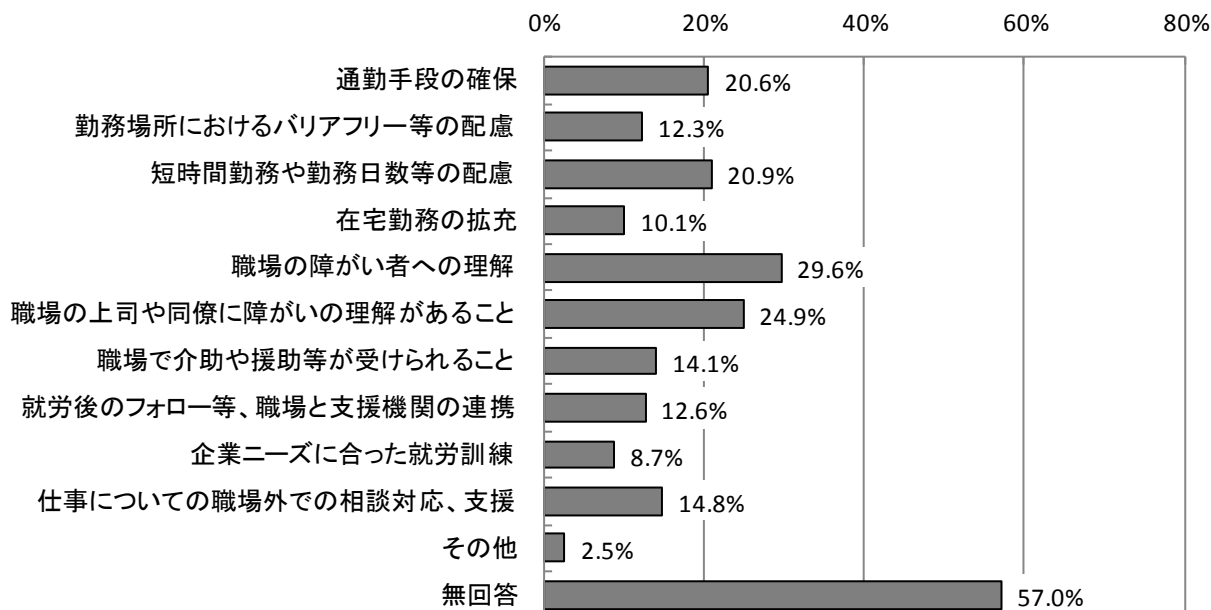
図 地域での支援(複数回答)



② 就労支援について

障がい者の就労支援として必要だと思うことについては、「職場の障がい者への理解」が29.6%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が24.9%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が20.9%、「通勤手段の確保」が20.6%となっています。

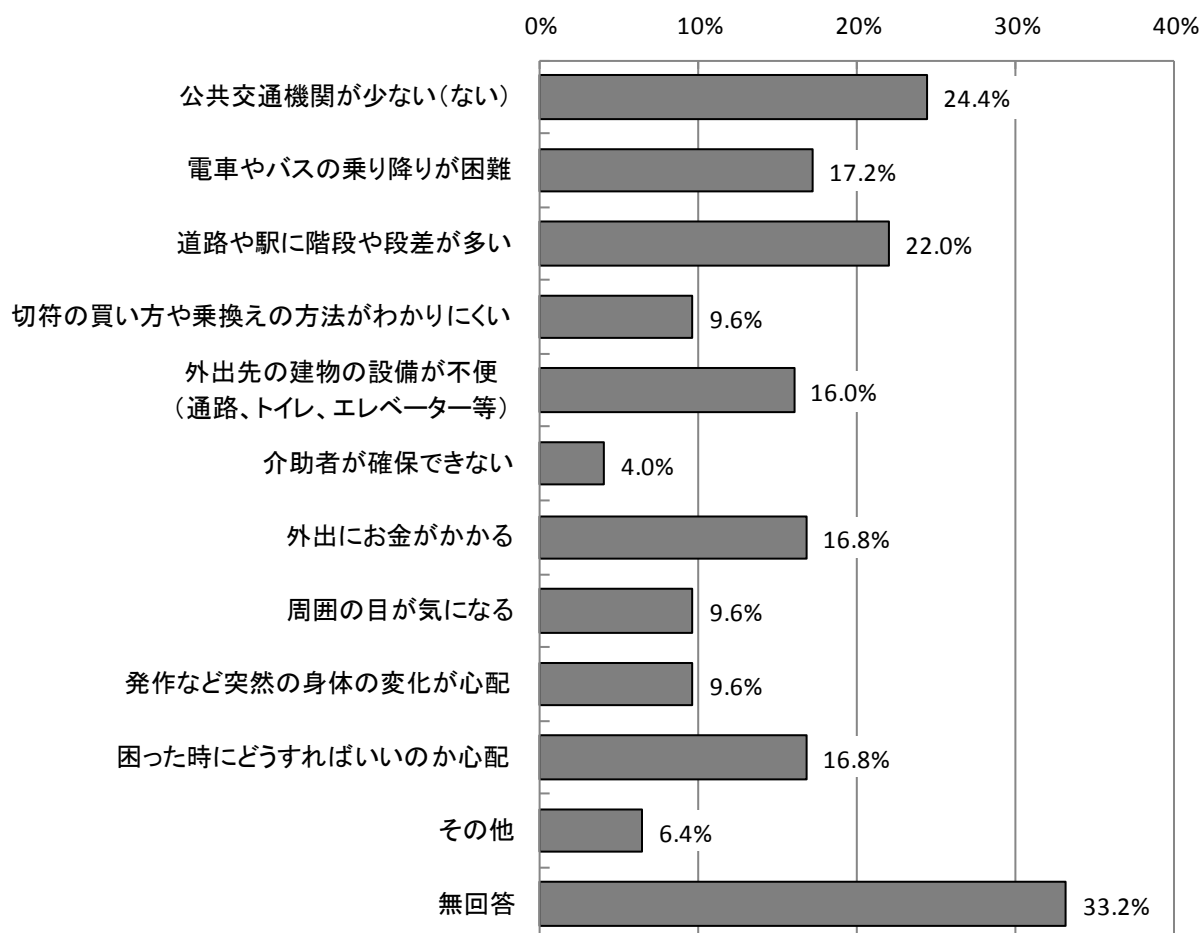
図 就労支援について(複数回答)



③ 外出時に困ることについて

外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が24.4%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が22.0%、「電車やバスの乗り降りが困難」が17.2%となっています。

図 外出時に困ること(複数回答)

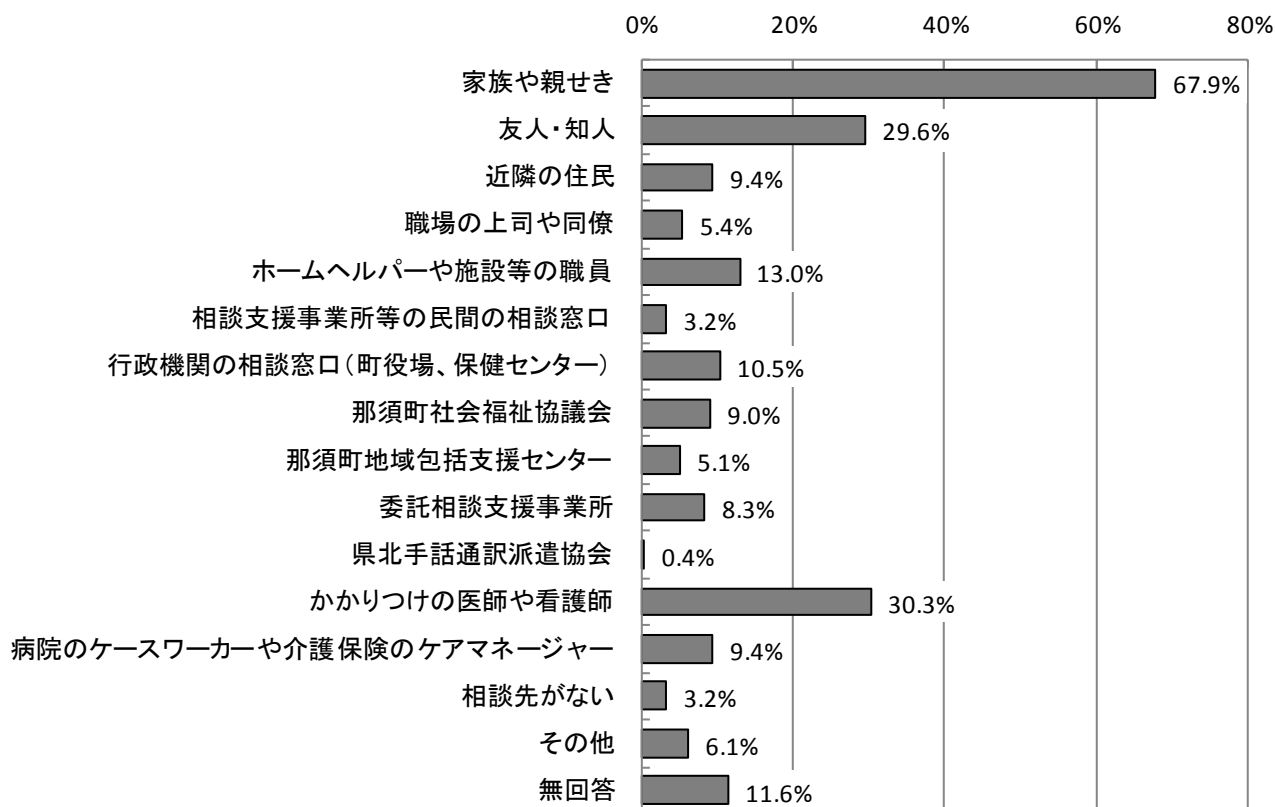


(4) 相談相手や福祉情報の入手について

① 悩み等の相談相手について

悩み等の相談相手については、「家族や親せき」が 67.9%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 30.3%、「友人・知人」が 29.6%となっています。

図 相談相手について(複数回答)



【委託相談支援事業所】

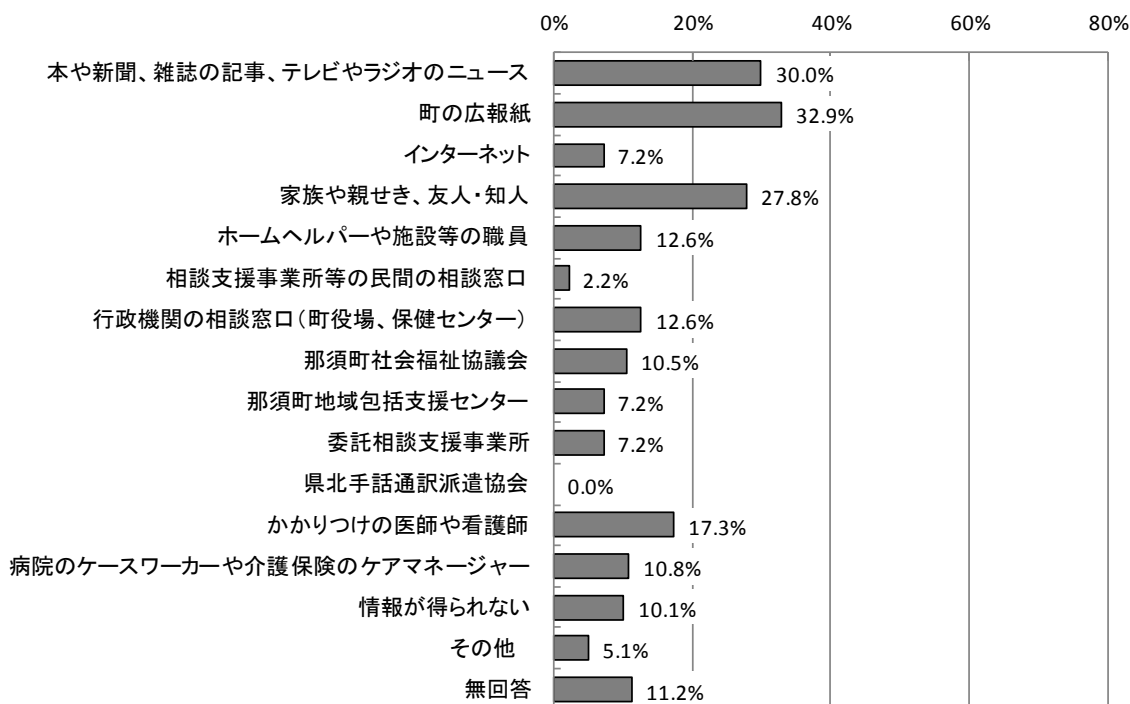
項目	度数	構成比
那須地区障害者相談支援センター	3	13.0%
地域生活支援センター「ゆずり葉」	5	21.7%
指定相談支援事業所ノエル	8	34.8%
無回答	9	39.1%
回答者数	23	-
非該当	254	-
合計	277	-

※那須地区障害者相談支援センターは、平成 29 年で廃止になりました。

② 福祉サービス等の情報の入手先について

福祉サービス等の情報の入手先については、「町の広報紙」が32.9%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が30.0%、「家族や親せき、友人・知人」が27.8%となっています。

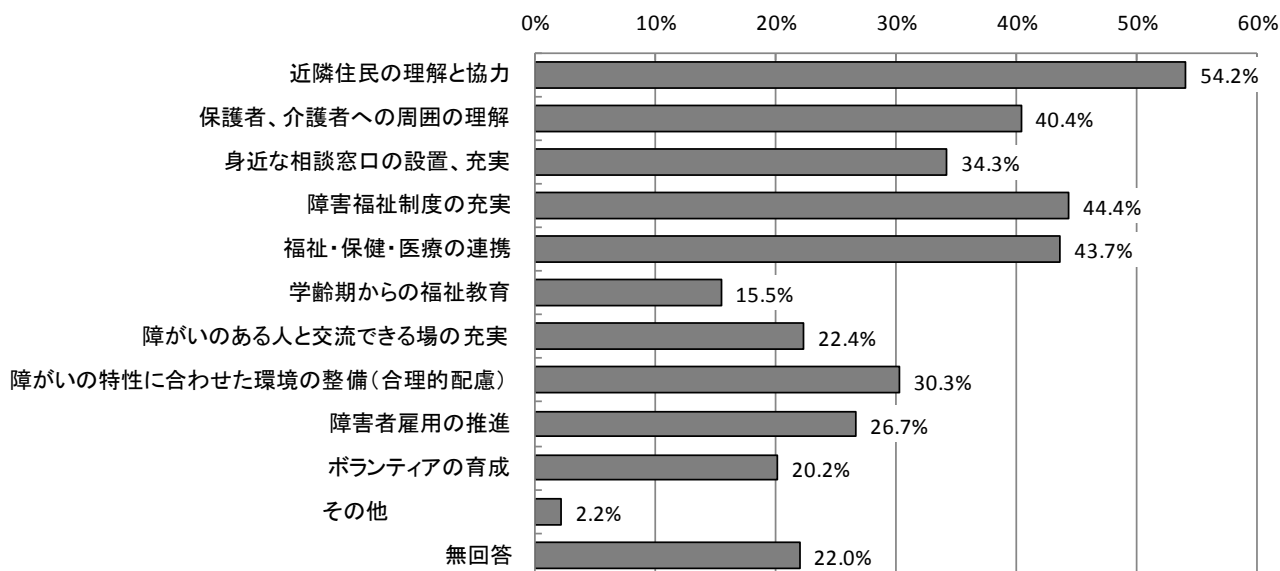
図 福祉情報の入手先(複数回答)



(5) 共生社会を実現するために必要なこと

共生社会を実現するために必要なことについては、「近隣住民の理解と協力」が54.2%と最も高く、次いで「障害福祉制度の充実」が44.4%、「福祉・保健・医療の連携」が43.7%、「保護者、介護者への周囲の理解」が40.4%となっています。

図 共生社会の実現について(複数回答)



(6) 自由記入意見について

① 本人の困難な状況

[身体障がいの状況]

身体障がいについて「脳梗塞で倒れ2年が過ぎ体の動きが鈍い」「週3回人工透析に通い、これからどういう状態になるのかは予測できない」などの状況が寄せられています。

[知的・精神障がいの状況]

知的・精神障がいについて「知的障がいのため、自分で判断して行動することが困難」「精神障がいがあるため、晴天の時は目がチカチカする、家の敷地に入ると幻聴が聞こえる」などの状況が寄せられています。

[障がい者の気持ち]

現在の気持ちについて「眼がほとんど見えなくなり、何もかも諦めているためか、何か楽しみを探そうかと気持ちを前向きにできない」「長年引きこもっている」「共生社会は無理、現実はあまりにも違う」などの心情が寄せられています。

[高齢化による不安]

高齢化に伴い「日々生きていることが辛くて、先々を考えると不安でたまらない」「一人で老いるには限界があり、このようなことは当たり前と考えている」「高齢者2人、この先を考えると心配」などの不安が寄せられています。

② 介護者の状況・介護負担について

介護について「家族では介護は無理」「親も年とともに夜間の看護が大変」「介護する者が息抜きもできないと大変」などの意見が寄せられています。また、制度について「親の高齢化とともに、親亡き後のことが心配。成年後見制度が一つの支えになる。那須町社会福祉協議会による法人後見が必要」などの意見が寄せられています。

③ 困難な就労の状況について

就労については「半身まひのため働くことは無理」「仕事ができないため、経済的に不安定」「結局家族が手助けしないとならない。仕事面でもどうしたらいいかわからず困っている」などの状況が寄せられています。

④ 移動手段の問題について

[交通手段の確保]

「私が運転できなくなったのが心配」「ひとりで公共交通利用できない」など

の状況が寄せられています。バスなどの公共交通が少ないため、デマンド交通への要望が寄せられています。

[交通費用の負担軽減]

「経済的な負担も大きいため、週3回の透析に行くのにガソリン券がほしい」「身体障害者へタクシー券を配布してほしい」などの要望も出ています。また「通学のための支援（時間と費用）があると良い」などの意見が寄せられています。

⑤ 情報の提供や相談窓口について

[情報の提供]

生活支援等の情報については「私たちが聞かなければ教えてもらえないのでしょうか」「障害者や家族にも情報が伝わってこないのが困る。自分たちが何かを聞くのではなく、町の方からいろいろなサービスの情報を教えてほしい」「情報があまりにも少なく途方に暮れている。本人が一人になったときのことを考えると大変心配」などの意見が寄せられています。

[困ったときの相談窓口]

障がい者が抱える様々な問題の解決には「町から障がい者の様子を見に出かけてほしい、本当に困っている人はたくさんいる」「行政で生活に困ったときに相談し解決方法を探す窓口をつくってほしい」などの意見が寄せられています。

⑥ 経済的な問題について

[医療費の問題]

医療費負担については「関節リウマチで毎月一回外来受診しているが、医療費が毎月高額で生活に支障をきたし将来が不安」「歯垢をとるために入院し全身麻酔をして治療した。医療費が高いのにビックリした」などの状況が寄せられています。

[経済的自立の問題]

経済的自立については「親が健在の時はいいが、将来のことを考えると兄弟たちに不安をかけるのではないかと心配。経済的には本人のみの収入だけで生活できるような社会になってほしい」などの意見が寄せられています。

⑦ 障がい児への支援について

障がい児への支援では「医療ケアを受けている子を受け入れてくれるところが必要」「視覚・聴覚障害に対応する支援学校が宇都宮市だけで、もっと増やしてほしい」などの意見が寄せられています。

3 那須町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 18 年 6 月 1 日告示第 48 号)

改正平成 25 年 3 月 29 日告示第 40 号

(趣旨)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 号第 1 項の規定に基づく那須町障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するにあたり、那須町障害福祉計画策定委員会(以下「福祉委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 福祉委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること
- (2) その他障害福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 福祉委員会は、15 名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉に関する機関、団体の者
- (3) その他関係団体の者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定の係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 福祉委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第 6 条 福祉委員会に、具体的な実務の検討を行うため那須町障害福祉計画策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を置くことができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は保健福祉課に置く。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

4 那須町障害福祉計画策定委員会作業部会設置要綱

(平成 18 年 6 月 1 日告示第 49 号)

(設置)

第 1 条 那須町障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を専門的に検討するため、那須町障害福祉計画策定委員会要綱第 6 条の規定に基づき、那須町障害福祉計画策定委員会作業部会（以下「福祉作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 福祉作業部会は、次の事項の調査研究を行う。

- (1) 障害福祉計画の策定手順に関すること
- (2) 障害福祉計画の中に記載する内容に関する事項
- (3) その他障害福祉計画の策定のために必要な事項

(組織)

第 3 条 福祉作業部会は、那須町障害福祉計画策定委員会の中から半数以内の部員をもって構成し、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 部員の任期は、計画策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、部員が欠けた場合における補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 福祉作業部会に部長及び副部長を置き、部員の互選によって選出する。

2 部長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第 6 条 福祉作業部会の事務局は保健福祉課に置く。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

4 那須町障害福祉計画策定委員会名簿

策定委員

	氏名	職名	作業部会
1	荻原 喜茂 (委員長)	一般社団法人 日本作業療法士協会副会長	
2	長谷川和彦 (副委員長)	有限会社福祉ネットやわらぎ代表取締役	○
3	矢島 晃	那須町身体障害者福祉会会長	
4	相馬 ツヤ	那須町知的障害者相談員	
5	宮下 順夫	那須町障害児者親の会会長	
6	斎藤 透	社会福祉法人マ・メゾン光星副施設長	
7	米山 雅子	那須町地域包括支援センター介護支援係長	
8	遠藤 真史	地域生活支援センターゆずり葉施設長	部会長
9	木下 博之	那須町地域活動支援センター (りんどう作業所) 社会福祉士	副部会長
10	齋藤 操	指定相談支援事業所ノエル副主任	○
11	富永 和美	障がい者相談支援事業所ケアサプライ代表取締役	○
12	片平 友子	ケアプラザはつはる那須支店相談支援専門員	○
13	大平 友子	那須町社会福祉協議会相談支援事業所相談支援専門員	

事務局名簿

	氏名	職名
1	鬼澤 努	保健福祉課長
2	高久美菜子	保健福祉課障がい者福祉係長
3	高久 秀人	保健福祉課主事
4	矢村麻南美	保健福祉課主事

5 策定経過

開催年月日	議 題
平成 29 年 10 月 23 日	第 1 回那須町障害福祉計画策定委員会 ① 計画の策定（概要等）について ② 策定スケジュールについて
平成 29 年 11 月 29 日	第 1 回那須町障害福祉計画策定委員会作業部会・庁内検討会 ① 計画策定に向けて ② 現状分析 ③ 計画に係る成果目標について
平成 29 年 12 月 19 日	庁内関係部局検討会 ① 現状と課題について
平成 30 年 2 月 7 日	第 2 回那須町障害福祉計画策定委員会作業部会 ① 計画（骨子案）について
平成 30 年 2 月 23 日	第 2 回那須町障害福祉計画策定委員会 ① 計画（最終案）について

第5期那須町障がい福祉計画・第1期那須町障がい児福祉計画

平成30年3月発行

発行：那須町 編集：保健福祉課

〒329-3292

栃木県那須郡那須町大字寺子丙3番地13

TEL：0287-72-6917 FAX：0287-72-0904